

補助解説版

都留市小中学校適正規模等審議会

「答申」の補助解説版

都留市小中学校適正規模・適正配置実施方針について

2021年（令和3年）3月23日

目 次

1	はじめに	1
2	都留市小中学校適正規模等審議会の適正化実施方針策定の背景	4
1)	子どもを取り巻く状況の変化	4
(1)	少子化の進展	4
	(表1 児童数・生徒数の推移推計表)	4
(2)	学びのスタイルの変化	5
(3)	学校の社会性育成機能への期待	7
(4)	効率的かつ短中長期的な見通しを持った教育投資の必要性	8
2)	本市の教育施策上の必要性	10
3	学校適正規模・適正配置実施方針について	10
1)	対象	10
2)	本市の計画体系における位置付けと役割	10
3)	学校規模の適正化及び適正配置の目的	10
4)	策定の基本的な視点	11
(1)	子ども最優先の視点	11
(2)	学校と地域の関係を考慮する視点	11
(3)	次代の都留の担い手(主権者)を育てる視点	11
	(表2 児童・生徒数の減少率に伴って変化する学校数)	12
	(表3 児童・生徒数の減少率に伴って変化する学級数)	13
	(表4 適正規模に視点を置いた学校数の推移選択肢 ABCDE<単純予想>)	14
	(資料8 適正化図)	15
4	都留市における学校の適正規模・適正配置の基準	16
1)	適正規模の基準	16
(1)	望ましい学級規模とは	16
①	単式下限基準を満たさなくなった場合に採るべき措置	17
②	本市の複式学級の現状	17
	(表6 就学前幼児数調査票に基づく就学予定児童数)	18
	(表7 就学予定生徒数)	19
(2)	望ましい学校規模とは	19
2)	通学距離の基準及び通学区域の設定	20
(1)	通学距離の基準	20
(2)	通学区域の設定	20
3)	新たな基準に基づく対象校の分類整理	21
(1)	統廃合のときの議論の基準	21
(2)	統廃合が決定した場合	21
(3)	小規模校に関する適正化の取組の優先度	21
	(表8 小規模校に関する適正化の取組の優先度)	21
4)	具体的な検討の枠組	23
	(表9 小規模校対象校としてⅠ、Ⅱ、Ⅲ別に分類整理すると)	23
	(表10 単式下限・複式下限に基づく小規模校適正化の判断)	24

5)	「Society5.0」 & 「SDGs」の新時代につなげる逆転の発想（一例）	・ 25
5	適正化を進める際の取組の方法	・ 27
1)	基本的な方針	・ 27
2)	検討の方法ABC	・ 27
3)	適正化の対象校	・ 32
(1)	小学校	・ 33
(2)	中学校	・ 35
6	取組の進め方	・ 36
1)	基本的な方針	・ 36
2)	基本的な進め方とイメージ図	・ 36
3)	適正化に向けた準備	・ 40
7	適正配置を契機とする教育環境の整備	・ 40
(1)	地域とともにある学校づくり，(2) 通学路の安全確保	
(3)	学校施設の整備充実，(4) 教職員の配置，(5) 子育て関連施策との連携	
8	学校跡施設の利活用（推移選択肢ABCDEの選択によっては必要となる見出し）	・ 42
1)	跡施設の利活用検討の基本的な進め方	・ 42
2)	跡施設の管理について	・ 42
9	あとがき	・ 43

資料編

p 45

資料1	学校規模の推移	・ p 46
	(1) これまでの山梨県公立小中学校適正配置の取組 山梨県公立小・中学校統廃合の歴史	
	○ 小学校の廃校一覧	
	○ 中学校の廃校一覧	
資料2	審議会開催一年前の準備会報告書	・ p 58
資料3	第1回審議会 スライド上映解説原稿	・ p 63
	○ 将来の都留市を支えていく子どもたちの教育環境をどう創るか ～「自立・協働・創造」の精神を育んできた都留の歴史と文化を振り返る～	
	○ ポイント：なぜこの審議会を発足させたのか	
資料4	学校規模に起因する課題	・ p 69
	(1) 学級数が少なくなることによる学校運営上の課題	
	(2) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題	
	(3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響	
資料5	既に適正化を実施した千葉県小・中学校のアンケート調査結果	・ p 71
	(他県他市町村の実例を参考)	
	○ 統合を経験した小中学校に関するアンケート調査結果（児童生徒・保護者）	
資料6	小中一貫教育校とは	・ p 79
資料7	審議会でも検討してきた主な課題と意見とは	・ p 86
資料8	適正化（A3版）	・ p 90

1 はじめに

- 現在、子どもたちを取り巻く社会環境は、価値観の多様化や少子高齢化・核家族化等により、人と人のつながりや共同体意識の希薄化が表面化しています。そしてこの希薄化は、子どもたちに豊かな心や社会性を身に付けること、自己実現の喜びを体験すること、自己肯定感や自己有用感を得ることを難しくさせているとも言われています。総合的な人間力を高め、生きる力を育むために、より良い教育環境づくりや、ねらいを持った魅力ある学習環境づくりを進めることは、「教育首都つる」を目指す本市にとって大きな教育課題の一つと言えます。
- そんな中、本審議会は、都留市教育委員会から諮問をいただき、今の小・中学校の学校規模や学校配置は、子どもたち一人ひとりの成長にとって適正といえるのか、その重い判断・決断の根拠となる本市の学校の望ましい学習環境の有り方について検討し、市として目指す方向を意見としてまとめ、答申することとなりました。ただし、仮にこの答申の中で、現状は適正ではないという判断がなされたとしても、この答申を以て、学校統合の適否、又は、小規模校を今のまま存置・存続するのかという、存置、または、統廃合を、そのまま市として決するものではございません。
- 審議会開催1年前の平成30年度には、審議会の前段階として準備会を開き、人口推移推計資料をはじめ、保護者や教職員、無作為抽出した一般市民の皆様から集めたアンケート等、市民の皆様の適正規模・適正配置についての思いや願いを概観的にまとめさせていただきました。(P58 参照)
- これを受けて翌年令和元年に開かれた第1回審議会では、審議会の立ち位置と、審議会が目指す方向性を共有しておくため、学校教育変遷の背景となってきた都留の歴史や文化を振り返るスライド(市教委作)を視聴しました。主な内容をキーワードで示すと、武田氏と小山田氏(国中と郡内観)、秋元三代城代による堰・治水用水・赤松数万本植樹・大名行列／八朔祭り・定式／川渡い、中央線電力化と桂川水系発電事業、水力から動力織機ガチャ万時代へ、協力・協働のパワーを醸成した野球やバレーボール等県下に先駆けて取り入れた各種スポーツ導入の功績(奥家写真集)等々を視聴し、本市を支えてきた「自立・協働・創造」の歴史と文化を紐解きました。(P63 参照)
- その中で審議員である私たちの心に強く残ったのは、都留の協力・協働の歴史の素晴らしさであり、いつの時代も、困難に直面し未来を見据えた行動をとるときには、『チーム都留』といえるような俯瞰した視点を大事にしてきたことでした。子どもたち一人ひとりの将来と、その子どもたちの協力・協働の力や関係性が『チーム都留』に結束してこそ築ける本市の未来像を考えたとき、この審議会は、「誰のための、何のための、適正化なのか」を道標(みちしるべ)とし、答申を出すまで貫き通したい信念のようなものを共有することができました。
- もう一つ印象に残ったのは、誰かの傘下で安全・安心を求める生き方が難しかった郡内地域住民の厳しい現実の捉え方でした。生き残るためには公助に頼るだけでなく、解決の糸口を探すためにみんなで関わり、みんなで悩むこと。其々ができる自助・共助を言葉だけでなく行動で具現化していく取組は、いつの時代においても重要な課題であったようです。当然そこには「持続可能なふるさと都留」を目指す、世代を超えた重い決断と地道な努力の積み重ねがあったはずです。
- 厳しい環境だったからこそ根付いてきたこの精神は、本当に困ったときに一致団結ができるワンチームの精神でもあります。地域組織や学校規模がかつて経験のないほど縮小化してきた今、協力・協働を日々体感しながら学べる教育環境・学習環境を保障していくことは、子どもたちの将来を考えたとき、また、都留市の未来を考えたとき、とても重要なことだと考えられます。

▶よって「子どもたちにとって望ましい学習環境とは」の答え探しが本審議会に課せられた主課題であると判断し、この点を明らかにする討議を中心に審議を深めてきました。因みに、第1回では先人たちの協力・協働の素晴らしさを振り返り、続く第2回では現代に目を向け、今の子どもたちを取り巻く危惧すべき社会風潮の変化を確認しながら、このままでいいのか、本審議会としては適正化を手段として何を指すのか、そのゴールを共有した上で本格的な意見交換に入りました。

そこで、答申冒頭では、審議会がどこに視点を当てて適正化の議論を始めたのかを知っていただきたく、「第1回振り返りと第2回見直し」を確認した折に示した資料ページの紹介から始めます。

第1回の振り返りと第2回の見直し

2019(令和元)年8月23日

1 審議会の最終目的 = 諮問に答えること

「将来における適正な学校規模、及び、学校配置のあり方について答申を行う。」

2 目指す方向性

⇒ ① 誰のための、 ② 何のための、 ③ 適正化か、 を具体的に示そう。

行き詰ったときの道標 (みちしるべ)

- ⇒
- ① 子どもたち一人ひとりにとっての
 - ② より良い教育環境の整備を図るための
 - ③ 適正化
 - イ) 適正化の根拠となる、判断の基準(規準)を示す。
 - ロ) 適正化を機会に、教育の質の充実向上を図る。

3 第1回審議会具体的行動目標 (審議会の回ごとに、毎回、明確にして臨みましょう。)

< 第1回では、こんなことを具体的行動目標として確認しました。 >

めあて

目指す方向性を、具体的な映像イメージとして共有し、
行き詰ったときに原点を見直す道標を明らかにしておこう。

1) 都留市の歴史に脈々と引き継がれてきた、自立・協働・創造の精神

中でも、特に素晴らしいのは、協力・協働の精神

共同 (一緒にいるだけ 例; 共同風呂)

協同 (共通の目的達成のために、個人 ↔ 個人、個人 ↔ 集団、例; 協同組合)

協働 (協力の規模が拡大し、組織と組織が協力し合い、より大きな目的達成を目指す)

過去の例) 村や町同士の協働 (用水路建設、川浚い定式、ランプから電灯、世界の郡内織物へ)

現代の例) 協働のまちづくり (自治会連合会+育成会連合会+PTA 連合会+他多数連合体)

協働のまちづくりの精神=地域連携の精神を学校でも学ぶ (教育基本法第13条)

⇒ 都留市に深く根を張り生きてきた先人たちは、どんな苦境に陥っても、
できない理由を探す生き方より、続ける理由を持つ生きの方が強いことを
歴史の中で実証している。しかも、続ける理由を共に分かち合える良き仲間を
持っている人々はもっと強いことを今に伝えている。こんな子どもたちを育てたい。

2) 若者を取り巻く社会風潮に感じる不安や危機感 ⇒ 都留の子どもたちは大丈夫か (いくつか挙げた事例)

- ① 優秀とは自分だけが勝ち組に残ることじゃない (第1回資料;某有名大学入学式祝辞)。
- ② 貧困への厳しい視線、先進国中最も冷ややかな心を持つと評価された日本の若者。
- ③ 「みんなで」より、「好きな者同士で」を選びがち。
- ④ 異質を避け、同調することで安心感を求めたつもりが、
 - ⇒ 無理して同調する自分、嫌われたくない自分、異質を隠す自分。
 - ⇒ 周囲に合わせたキャラを演じ続け、自分らしさを見失いがちな子どもたち。
 - ⇒ いじめ、不登校、社会的存在意義を見失った親からの虐待。
- ⑤ 多様性を受け入れない文化は、一時の安寧は得られても、真の平和は実現できず、滅びやすい。

(そうはいつも)

- ⑥ 運動会や学園祭で見せる大感動／一緒にいるだけで泣けるのはなぜ。
- ⑦ 「みんな一緒って凄い」の経験が、その後の生き方さえ変える青春時代。
- ⑧ 子どもたちは基本的に多様性に魅力を感じ、多様性の中で磨かれ成長していく。
 - ⇒ なぜ、どうして、どういうこと、凄い！ そうなんだ！
 - みんな違ってみんないい。違いを豊かな財産と感じて成長 (目指す子ども像)
 - ⇒ 迷惑をかけないから関わらないで。孤立、孤独、無関心差別 (現実の子ども像)
- ⑨ 米国 MIT マナチューセツ工科大学の超一流の IT 科学者が挙げて (こぞって)
我が子を入学させる小中学校⇒自然体験・多様性体験を思い切りさせる学校。
デジタル学習のノウハウより幼少期に培うべき力の育成が先／AI にはできない、
人間にしかできない力を培うには、保幼小中時代に「集団」「みんなで」の学びが必須
／デジタルのノウハウは後からでも十分 OK／バカの壁 (養老孟司)
- ⑩ 同調性を求め・求めさせる子どもたちを生み出しているのは大人文化のあり方による。
大人社会の縮図であり問題行動を非難できない。同調性と個性化との矛盾。
- ⑪ 平等と公平。権利と義務責任。原因論と目的論、等々。
- ⑫ 厳しい現実を学ばせつつ、それでも諦めずにみんなで夢や希望を追い続けてきた人類
の素晴らしさを身震いするほど体感させてくれる学校。
酸いも辛いも、夢と現実の面白さを両方学べるのが学校。多様性あってこそ学校。
- ⑬ 「村を育てる学力」東井義男氏の教え。村を捨てる学力向上になっていないか。
- ⑭ 子どもたちは好んでこうなったのではない。子どもたちに責任はない。
- ⑮ 公的選挙の投票率の低さ ⇒ 世界に誇れる民主国家日本の現実。
日本の未来は大丈夫だろうか。都留市の将来は本当に大丈夫だろうか。
- ⑯ 日本の教育環境の根底に、これまで当たり前であり続けてきた遺産ともいえるものが
壊れ始めていないか。多様性の中で学ぶ楽しさ、強さ、やさしさ、厳しさ。

※ 都留市の将来を見据え学校規模・学校配置の適正化を考えると、
・協働して互いに高め合える、ある程度の多様性を満たした規模の学習環境が必要
・教育の質と量の向上を可能にするダイナミックな教育環境の整備は重要な課題

こんなところから意見交換が始まり、審議会の話し合いがスタートしました。

2 都留市小中学校適正規模等審議会の適正化実施方針策定の背景

1) 子どもを取り巻く状況の変化

(1) 少子化の進展

- 本市の小中学校児童・生徒の総数は、1989（平成元）年度には3,975（約4,000）人でしたが、30年後の2018（平成30）年度には2,187（約2,100）人にまで半減しています。また国勢調査（5年に一度）の推計を基に、その2年後に算出される本市の人口推計値によりますと、その40年後の令和40年度には、731（約700）人にまで減少をし続け、平成の30年間で1/2に、続く令和の40年間で更に1/3に、よって平成元年度から令和40年度までの70年間で、都留市の児童生徒総数は、1/6にまで激減することになります。（表1参照）
- 驚くべきことは、この傾向が日本全国ほとんどの市町村において共通する問題であり、推計値の到来が早まることはあっても、大きく外れることはないと言われている点です。このように、本市の将来人口推計において、少子化の進展が中長期的に継続し、しかも、一部地域にやや増、ないしは、変動なしの地区があっても、中期（10～20年後）以降、急激に減少し始める地区が多数存在し、人口推移の地域的な偏りに加速が見込まれます。

よって、これらの点から、今後市全体として児童生徒数が増加することは考えにくく、小規模校の増加や、小規模校における、より一層の児童生徒数の減少が見込まれます。

表1 児童数・生徒数の推移推計表

	H1	H30		R1		5		10		20		30		40	
	1989	2018		2019		2023		2028		2038		2048		2058	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0歳		88	93	86	90	79	82	68	70	51	53	40	41	31	32
1歳		90	94	88	93	80	84	70	73	53	54	41	43	32	33
2歳		92	95	90	94	83	86	73	76	55	57	42	43	33	34
3歳		97	94	92	95	84	89	75	78	56	58	43	44	34	35
4歳		104	97	97	94	86	90	77	80	58	60	44	45	34	36
5歳		91	120	104	97	88	93	79	82	59	61	45	47	36	37
6歳		114	111	91	120	90	94	80	84	61	63	46	48	36	38
7歳		130	89	114	111	92	95	83	86	63	65	48	49	37	38
8歳		118	114	130	89	97	94	84	89	65	67	49	51	38	39
9歳		94	112	118	114	104	97	86	90	67	69	51	52	39	40
10歳		126	133	94	112	91	120	88	93	68	70	51	53	40	41
11歳		127	130	126	133	114	111	90	94	70	73	53	54	41	43
児童	2,490	1,398		1,352		1,199		1,047		801		605		470	
12歳		132	124	127	130	130	89	92	95	73	76	55	57	42	43
13歳		117	128	132	124	118	114	97	94	75	78	56	58	43	44
14歳		136	152	117	128	94	112	104	97	77	80	58	60	44	45
生徒	1,485	789		758		657		579		459		344		261	
児童生徒合計	3,975	2,187		2,110		1,856		1,626		1,260		949		731	

表1 都留市の児童数・生徒数の推移予想（市企画課の推計値を基に市教委で作成）

(2) 学びのスタイルの変化

- ▶ 新たな時代の到来に向けて学びのスタイルの変化が必要とされる背景にソサエティー5.0が目指す社会像があります。(Society=社会)

Society5.0とは、内閣府が2016年に第5期科学技術基本計画で提唱した目指すべき未来社会の在り方のことであり、狩猟社会(Society1.0)から農耕社会(2.0)、工業社会(3.0)、情報社会(4.0)を経て、新たな社会として超スマート社会(5.0)が定義されています。車や農耕車両の自動運転や、庫内の残り食材からAI(人工知能)が夕食のレシピをドアに可視化する冷蔵庫の実現等、特定企業だけのシステムやサービスの変化ではなく、やがて社会そのものの在り方さえ変える革命的な社会変革が始まりつつあります。

教育の世界におけるSociety 5.0時代は、技術自体の変化よりも、技術が教育と学校の在り方、内容等に引き起こす変化の方が重要であると言われており、教育手法ではなく、教育や学校そのものが変わることが求められています。もっとも重要なことは教育の機能の見直しであり、今までの教育を単にICT(情報通信技術)に置き換えるのではなく、これからの社会に合致した教育を考えるきっかけとして、ICTや※GIGAスクール構想を捉えていく必要があるという点です。

※GIGA(ギガ・スクール構想)：「児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想」都留市においても、令和3年度1学期中には、11小中学校児童生徒全員に一人一台ずつのタブレットが配布され使用可能となります。

- ▶ Society5.0時代は、知識が重要な役割を果たす知識社会としても捉えられており、新学習指導要領でも21世紀を「知識基盤社会」と位置付けています。教育の姿を考え、ICTを活用したメタ知識育成を図ることが肝要であること、正解を求めるための知識や技能だけではなく、正解が一つではない、多様な目的解を探る力の育成が必要となります。

このメタ知識について語っている具体例として、令和元年を迎える平成31年4月、日本のある有名大学の入学式祝辞(上野千鶴子名誉教授)の挨拶の中に、こんな一節があります。

「……(中略)…みなさんを待ち受けている新たな時代は、これまでの※セオリーが当てはまらない、予測不可能な未知の世界です。

これまで皆さんは、正解のある知を求めてきました。そのみなさんが社会に出たとき、皆さんを待っているのは、正解のない問いに満ちた世界です。

学校内に多様性がなぜ必要かと言えば、新しい価値とは、システムとシステムの間、異文化や異なる価値観が摩擦するところに生まれるからです。……(中略)…

大学で学ぶ価値とは、既にある知を身に付けることではなく、これまで誰も見たことのない知を生み出すための知を身に付けることだと、私は確信しています。

知を生み出す知を、メタ知識と言います。……(以後略)」

※ セオリー 物事の因果関係や法則性を体系的かつ合理的に説明するための知識・思考・見解

- このメタ知識は大学レベルで求められるような高度な知ではありますが、この素地となる資質や能力の育成は、小中学校時代にどんな環境で育ったかが重要な意味を持つと考えられます。言われたこと・決められたことは着実にこなす自主性までをゴールとするような指示待ちの生き方に留まらず、更にその先にある主体性をもった生き方、自ら課題に気づき、自ら悩み考え、自力解決を目指す子どもを育成する「教育首都つる」でありたい。今の職業の半分以上がAIに代わる新たな時代を生きる子どもたちの将来を考えたとき、たとえこれまでに経験したことのない課題に直面しても、諦めずに「0」からでも動き出すことができる、主体的で逞しい子ども、感じ合える子どもの育成が求められています。

みんな一緒に生き残るためにはどうしたらよいか。様々な目的解（諸事情）を大事にしつつ、協力・協働で苦難を乗り越えてきた先人たちのように、現代を生きる私たちもそうでありたいし、将来を生きる子どもたちにも、どんな隣人とも苦難を一緒に乗り越えて行ってほしい。少なくとも、一緒に悩む人にだけは成長してほしいと願います。これはある意味、SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）の「誰一人取り残すことなく」を意識した教育とも言えます。

かつて、愛すべき昭和のガキ大将や、その周りで愛や勇気、自由と正義をこよなく愛し、インクルーシブ教育を地で行くような協力・協働の精神で繋がっていた仲間集団が育ったように、ある程度児童生徒数が確保され、多様性に支えられた教室環境が必要と考えます。本市における適正化は、極小規模校化したらその都度対応というような対処療法的な解決ではなく、可能性を託したダイナミックで計画的な適正化構想の中で短期・中期・長期を見据えていく必要があると考えます。本市の40年後に起こる児童生徒数の激減とそれへの対処方法の選択は、本市の将来にとって重大な選択肢の一つとなり得ます。小中全11校規模での望ましい教育環境づくり・学習環境づくりの計画的推進が、今、本市に求められています。

- 「生きる力・生き抜く力」の育成のために重要視されているのが主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点）です。この教育の推進に象徴されるように、これからの学校では、一方向・一斉型の授業だけではなく、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが重要です。その際に、多人数の教室において行う少人数指導は、個に応じた指導として大きな成果を上げます。しかし、学級の児童生徒数が余りにも少なくなると、これはまた別問題です。児童生徒数が極端に少ない学級では、班活動やグループ分けのパターンや、取りあげる課題にも制約が生じ、こうした新時代に求められる教育活動を充実させることが困難になってきます。本市においては、その充実が難しい状況、検討に値する状況が見受けられます。

- 子どもたちの主体的・協働的な学びは、人間性や社会性の涵養をめざす諸領域・諸活動の中で具現化され、学校教育全体を通して重要視されてきました。大災害に直面したとき、日本人は、暴動を起こすどころか、誰からともなく主体的に分担を決め、粛々とことに当たる素晴らしい国民であると世界中のニュースになる話は、まさにこの生活班や学習班の常時活動で学んだ成果と言えます。本市においても個と集団との関係を学ぶ実践的研究は、授業づくりの基盤となる学級づくり・学年づくり・学校づくりを通して先輩教職員から後輩へと引き継がれ、チーム学校・チーム職員室・チーム学年・チーム学級で醍醐味を共有することで醸成され、教職員の同僚意識の高揚とともに教育の質的向上を図るエネルギー

の源となってきました。

しかし、極端に小規模化した学校では、その指導方法や指導形態に制約が生じ、加えて教職員配置人数の減少により指導技術の相互伝達そのものもなされ難しくなっています。

(3) 学校の社会性育成機能への期待

- ▶ 本市では、1970年代の二度にわたるオイルショックを契機に、郡内織物全盛期に陰りが見え始め、全国的な社会現象でもあった地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯やひとり親世帯の増加といった様々な生活環境変化の時代を迎えました。また、世帯当たりの子どもの数の減少、インターネットやゲーム、携帯電話・スマートフォン等に費やす時間の増加、屋外で子どもが自由に遊べる場所の減少などを背景として、集団での遊びの機会や、年齢の離れた子ども同士の関わりそのものが減っています。
- ▶ 子どもの社会性を育成する社会環境が変化する中で、教育基本法の改正に伴い学校・家庭・地域の連携の重要性が再認識される一方で、集団的な学びの場である学校への役割の期待は相対的に大きくなっています。この点は、コロナ禍に陥り、思い切り仲間と過ごせなくなってしまった令和2年度の子どもたちの思いや様子、呟きからもうかがえます。

○「早く学校に行ってみんなと思い切り遊びたいなあ……。」

○「毎日がお休みでラッキーと、始めは思ったけれど、早く一緒に勉強したいなあ……。」

○「コロナのお陰でゲームができる時間は増えたけれど、部活もできないし、つままない。」

最近では、集団の遊びや活動ができる場が、学校以外に求め難くなった子どもが増えています。全盛を極めたスポーツ少年団でも在住地だけではチームが組めず、名声を上げてきた団ですら県下各地で解散に追い込まれています。他地区にあるクラブチームだと保護者による送迎が難しいため所属させ難いという現実もあるそうです。PTA 校外指導部で夏冬の休業中に巡回指導を経験した皆さんは共通してこんなことを口にされます。「指導しようにも、そもそも遊んでいる子どもたちを見かけることが全くなかった……。」本市では、平成の30年間だけでも児童生徒総数が1/2にまで減ってしまったことから想像できるように、子どもたちの世界では、遊べる仲間を近所で探すことが難しくなりました。遊び仲間を求めて放課後の学童保育入所を望む子どもさえいると聞きます。

かつては、近所で声をかければ田んぼで野球ができ、神社の境内では缶蹴りや鬼ごっこ長縄跳びができました。そこに行きさえすれば誰かどうにか遊び友達はいたものです。それがやや難しくなった次の世代の子どもたちであっても、下校時に声を掛け合い学校に集まりさえすれば、十分な人数を確保することはできました。

ところが、最近では、居住地域における同年代の子どもの数は驚くほど減り、祭りの保存活動も組めなかったり、お菓子を準備しても子どもの参加が無かったりという話はどこでも聞くことです。育成会の役員には子どもがいない家庭からも輪番に参加していただく地域もあるほどです。学校によっては、教室内の同級生は男子だけ、あるいは、女子だけといった状況も見受けられますし、男女比が2対1、1対2といったアンバランスな教室は珍しくありません。最も厳しい学校では、通常学級でありながら教室内の同級生は自分一人だけ、放課後の学童保育で一緒に遊ぶ一つ年上の4名は異性の人がばかり、という学校も

あります。今はまだ一緒に遊んでいるけれど、心も体も、そして力も大きくなる高学年の頃になったらどうなるのだろうと心配そうに語る方もいます。

少人数指導の学習効果は確かに高いですし、コロナ禍を経験して分かったとおり、少人数学級ほどソーシャルディスタンスは保ちやすく、三密の徹底を強調する必要性は低くなります。しかし、本来、学校は家庭とは異なり集団について多くを学ぶ場であり、子どもたちにとっては、一緒に学び、一緒に遊べる仲間がある程度たくさんいて、キックベースやドッジボール、サッカー、ミニバスといったスポーツがチームプレーとして成立するクラスがいいはずです。できれば、その試合を、学級対抗で組めたら最高です。スポーツを好まない子どもであっても、何人かで雑談に花を咲かせたり、読書をしたりが可能な教室や学年集団であれば、それはそれで魅力ある教室であり学年であると考えるのが普通でしょう。しかし、これまでは当たり前だったその普通の感覚を未経験のまま在学し続ける子どもたちには解決の方途はなく、一人でもできる仮想現実の世界に入ってしまうがちなものも分からないでもありません。

いずれにせよ解決策を探る責任は、私たち大人にあると考えます。

好きな者同士で活動したがるのが子どもの特性ですが、実際には、意見の食い違いや、ぶつかり合いを経た友達から多くの社会勉強をしていきます。ぶつかり合いを経験しないでいられる環境、もっと厳しく言えば、ぶつかり合いさえ生じない環境に居続けることは、長い目で見れば、やはり検討すべき学習環境であると考えられます。こんな時代ですから、極端な生徒指導は別に扱うのは当然でしょうが、気心の合う友達も合わない友達もたくさんいて、またタイプの異なる先生方もたくさんいて、いいも悪いも思い出多き多様性に満ちた小中学校時代が今の自分を育ててくれたという話はよく聞くものです。

ある境界線を越え極小規模化した学校の適正化は、子ども・教職員・保護者のどの立場から見ても多様性を保障する視点から見直す必要があります。その境界線をどれくらいにしたらよいのか、本市としての独自の学級規模・学校規模の下限基準を模索する話し合いは、当初の予想を大きく上回り、多くの回数と時間を要することとなりました。

(4) 効率的かつ短中長期的な見通しを持った教育投資の必要性

- ▶ 少子高齢化の進展と生産年齢人口の減少などを背景に、本市も全国の各市町村と同様に、今後さらに厳しい財政状況が続く見込みです。令和40年頃までには、現公共施設の4割まで削減していかないと市の財政収支が追いつかなくなるという計算値も出ています。

しかし、そんな中であっても教育は未来への投資であり、市として子どもたちの未来のために教育投資を充実することは重要です。

本市は、昭和29年4月29日、明治7～8年にかけてできた1町4ヶ村（旧；谷村町・宝村・禾生村・盛里村・東桂村）が更に一つとなる昭和の町村大合併を決断しました。その結果、3万人の小規模市ながら、5万人を新たな市の下限基準とする制度改革前に、市として高度経済成長時代に突入することができました。そして、その翌年昭和30年には、全国に例を見ない市立の教育大学として都留文科大学の前身である市立都留短期大学を誘致し、5年後には4年制大学に拡大して市立都留文科大学を立ち上げました。戦後の民主教育をどう進めていくのか、その議論の先陣を切っていた、まさに戦後すぐの日本の教育界を代表する多くの優秀かつ革新的な教授陣のお集りをいただき、新時代を牽引する教員の養成大学を市立で実現する大プロジェクトを実現させました。以来、本市は全国に「教育首都つ

る」を宣言し、それを旗印の一つに市民一丸となって市勢発展のために努力をして参りました。

(S28県立臨時教員養成所⇒S30都留市立都留短期大学⇒S35都留市立都留文科大学4年制)

- ▶ 都留市が誕生した昭和29年当時の人口は31,098人でした。その66年後の令和2年10月1日現在では、29,930人と、1,000人ほど減少しましたが、一時35,000人を超えるまでに増えた人口が市制誕生当時の数値を維持できているのは文大生が増えたからと考えられます。なぜなら昭和29年の世帯数は5,804戸でしたが、令和2年10月1日現在では13,184世帯と2.3倍に増えており、単身アパート暮らしの世帯の多さがうかがえるからです。ただ、この単身世帯には、大学生だけではなく、独居老人や未婚者の単身世帯数もかなりの割合を占めていると考えられますし、単身でなくとも、親と同居をせず、核家族で暮らす世帯が増えたことも世帯数増の理由となっているようです。
- ▶ その後、都留文科大学は、全国に轟く市立の教育大学として名を馳せるようになりました。それは私たち市民の大きな誇りでもあります。他の都道府県の方に「都留市といえば」と尋ねると、「リニア」という答えの次に「都留文科大学」という言葉が出てくるそうです。現在では学部学科を広げ、新たにIB(国際バカロレア)教育にも目を向け、グローバルな視野を持つ学生の育成へとステージを上げ、「持続可能な大学教育」の実現に向けて常にチャレンジャーであり続けています。こうした大きな成果を築き上げてきた先人の先見の明の確かさや、効率的・効果的な教育施策を展開してきた業績は尊敬に値するものであり、今後も確かなビジョンと粘り強さを以て、都留文科大学を基盤とした「教育首都つる」を発展させていくことが重要です。
- ▶ これからは、日々の生活基盤は地元の居住地域に置きながらも、教育に関しては『チーム都留』全体で臨み、「次代の都留の主権者(地域の担い手)を育成」するために、「共に創る都留市の未来」の視点で教育の未来像を考えていくことが大事であると考えます。
「学ぶまち、学びたいまち」から「ここで 学ばせたいまち」「ここに 住みたいまち」にもシフトしていけるように、東京圏内だけでなく、全国に向けて多くの魅力を発信していく必要があると考えます。そのためには、思い切った大改革も念頭に置き、短中長期を見通した教育投資計画を策定していくことが肝要であり、学校運営の効率性の向上や教育資源の有効活用の観点からも、新たな時代の基盤となる学校規模の適正化と適正配置が求められています。
- ▶ なお、市全体の人口減少は、令和2年10月1日現在までの66年間で僅かに1,000人足らずで済んでいますが、問題となるのは、令和2年人口の内部構成が「中高年者激増」と「児童生徒数激減」という問題をはらんでいる点です。このことが持つ意味をしっかりと受け止めて適正規模・適正配置を考えていかなければなりません。

2) 本市の教育施策上の必要性

- 本市の学校教育は、市の将来像「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」に迫るため、基本構想と中期基本計画に基づき次のように表現されています。

本市の教育は、

「夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子ども」を目指すべき子どもの姿とし、「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」を教育目標に位置付け、学習指導要領の基本理念である「生きる力」の育成を目指し、多様かつ特色ある教育活動を展開していきます。

また、まちづくりの方向を示すリーディング・プロジェクト以下の政策・施策には、より具体的な小行動目標が明記され、定期的にその達成状況をチェックしています。

多様で変化の激しい社会を生き抜くために、子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体にわたる「生きる力」を育むためには、学校教育において、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。

こうした役割を十分発揮するためにも、小・中学校では一定の集団規模、児童生徒数や学級数を確保し、少子化に対応した活力ある学校づくりを進めていく必要があると考えます。
(教育委員会の教育方針より)

3 学校適正規模・適正配置実施方針について

1) 対象

- 都留市立の小・中学校（小学校8校、中学校3校）

2) 本市の計画体系における位置付け・役割

都留市小中学校規模等適正化審議会の実施方針（以下、「実施方針」という。）は、本市の将来像「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の基本構想・中期基本計画及び学校教育実施計画に基づくとともに、実施計画や関連する政策や施策と結びついており、市の個別部門計画と適切な連携を図りながら取り組んでいきます。

その上で、実施方針は小・中学校の規模の適正化及び適正配置に向けて、学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取組の推進を図っていくために判断の基準（規準）を定めるとともに、中長期を見据えた基本的な考え方や進め方を明示していきます。

3) 学校規模の適正化及び適正配置の目的

- 子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実向上

4) 策定の基本的な視点

(1) 子ども最優先の視点

児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、民主的で平和的な国家・社会の形成者としての基本的資質や能力を養うことを目的としている学校が第一に果たすべき役割を再認識し、学校規模の適正化や学校の適正配置の検討は、子どもの教育環境の改善を中心に据えて行います。

(2) 学校と地域を考慮する視点

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災、地域交流の場等、様々な機能を持ち合わせ、地域コミュニティの拠点としての重要な役割を有しているとともに、本市では多くの地域住民に支えられ学校教育が行われています。これらのことから、子どもの教育環境の改善を中心に据えつつも、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた検討を行います。

(3) 次代の都留の担い手（主権者）を育てる視点

—『チーム都留』としてみんなで協力・協働ができる子どもの育成—

学校の適正規模・適正配置の検討は、児童生徒数推計を基礎に、社会全体の人口推移や都市計画、社会経済状況、地域の実情等を総合的に勘案し、最低でも10年先、15年先を見据えて検討を行っていく必要があります。

本答申では、短期（5～10年後）、中期（10～20年後）、長期（20～40年後）先までを見据えて検討を行います。

- * 児童生徒数推計：5月1日現在の児童生徒数及び住民基本台帳データを活用し、本市教育委員会が毎年度算出している独自推計である。なお、本実施方針では、市全体の推計を基に40年後まで算出している。
- * 市全体の人口推計は、国勢調査年度の2年後に本市役所企画課から出されている。（隔5年）平成31年1月の市の人口ビジョン第2版では、2065年迄の推計値あり。

次の表2は、平成30年間で半減した児童生徒総数が、令和1～40年までの40年間で更に1/3にまで激減していく推計値から割り出した「**児童・生徒数の減少率に伴って変化する学校数（単純予想）**」です。こうなることを目指そうという表ではなく、このままではこうなる危険性があるという、減少のイメージを具体化した表として参考にしてください。

その際に大事なのが、これでは自分の地域に学校が無くなっていく、それでは困る、の思いを止揚し、都留市全体に目を向けた視点、次代の都留の担い手（主権者）を育て、『チーム都留』としてみんなで協力・協働ができる子どもを育成していく新たな視点です。

表の見方をご説明いたします。例えば、下の表2において平成30年のa) 市内全小学校児童数1,398人を1(100%)とすると、令和40年には470人まで減少するので、減少率は $470 \div 1,398 \approx 0.34$ (34%)となります。この減少率に合わせて、敢えて学校数も変化させていくと、平成30年に8校(100%)あった小学校は、令和40年までには2.72校(34%) ≈ 3 校にまで減らしていかないと、多様性が保障された学校がなくなるだけでなく、今のレベルの教育行政サービスも極めて厳しくなることを意味します。実際には、もっと複雑で多くの条件が絡み合って学校数は変化していくわけですが、少なくとも小学校現8校全てを残し続けると、全学年10人未満の単式学級ばかりの極小規模校が8校残る危険性があるということです。

b) 中学校生徒の見方も同様です。平成30年の789人は令和40年には261人ですので、その33%の変化率をそのまま当てはめると、学校数は現3中学校から、場合によって1校に集約しなければならない将来像も浮かび上がってきます。

いずれにしても、本市小・中学校の近未来をざっくりと垣間見るための単純予想ですので、信じられないような仮想現実ではありますが、少なくとも、厳しい現実が待っていることだけは確かと言えそうです。『チーム都留』の視点が必要となる理由がここにあります。

表2 児童・生徒数の減少率に伴って変化する学校数(単純予想)

1	年号	H30	R元	R5	R10	R20	R30	R40
2	西暦	2018	2019	2023	2028	2038	2048	2058
3	a)市内全小児童数(人)	1,398	1,352	1,199	1,047	801	605	470
4	小H30を100%とすると	100%	97%	86%	75%	57%	43%	34%
5	小学校数(校)	8	8(7.76)	7(6.88)	6(6.00)	5(4.56)	4(3.44)	3(2.72)
6	H30学校数との比較	±0	±0	-1	-2	-3	-4	-5
7	b)市内全中生徒数(人)	789	758	657	579	459	344	261
8	中H30を100%とすると	100%	96%	83%	73%	58%	44%	33%
9	中学校数(校)	3	3(2.88)	3(2.49)	3(2.19)	2(1.47)	2(1.32)	1(0.99)
10	H30学校数との比較	±0	±0	±0	±0	-1	-1	-2
11	a)+b)=市内全児童生徒数	2,187	2,110	1,856	1,626	1,260	949	731
12	H30を100%とすると	100%	96%	85%	74%	58%	43%	33%
13	小+中(校)	11	11	10	9	7	6	4

次の表3は、同様の減少率に伴って変化する「学級数」を、学年ごとの総人数から割り出した表です。令和元年度に算出したため、令和5年以降は、現在の県基準35人学級編制ではなく、近未来に可能性の広がった25人学級編制で割り出してあります。不確定要素が多い25人学級ではありますが、期待を込めての推計値となります。但し、小3以降が現35人学級のまま進展しないということになれば、算定する学級数はもっと減ることになります。

表3 児童・生徒数の減少率に伴って変化する学級数

(令和5年以降は25人学級を想定した単純予想)

1	年 号	H30		R元		R5		R10		R20		R30		R40	
2	西 暦	2018		2019		2023		2028		2038		2048		2058	
3		人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
4	小 1	225	8(11)	211	8(12)	184	8	164	7	124	5	94	4	73	3
5	小 2	219	8(12)	339	12(10)	187	8	169	7	128	6	97	4	75	3
6	小 3	232	7(10)	219	7(10)	191	8	173	7	132	6	100	4	77	4
7	小 4	206	6(10)	232	7(9)	201	9	176	8	136	6	103	5	79	4
8	小 5	259	8(12)	206	6(10)	211	9	181	8	138	6	104	5	81	4
9	小 6	257	8(10)	259	8(13)	225	9	184	8	143	6	107	5	84	4
10	市内全小	1,398	45(65)	1,352	48(64)	1,199	51	1,047	45	801	35	605	27	470	22
11	中 1	256	8(10)	257	8(8)	219	9	187	8	149	6	112	5	85	4
12	中 2	245	7(9)	256	8(8)	232	10	191	8	153	7	114	5	87	4
13	中 3	288	9(8)	245	7(9)	206	9	201	9	157	7	118	5	89	4
14	市内全中	789	24(27)	758	23(25)	657	28	579	25	459	20	344	15	261	12
15	市内全小中	2,187	69(92)	2,110	71(89)	1,856	79	1,626	70	1,260	55	949	42	731	34



()内の数字は、その年度の実際の通常学級数を表します。また、()の前の数字は、令和元年度時点の県の学級編制基準から、単純に市内児童総数を8校に平均化して割り出した、所謂、本市における小学校の適正学級数です。例えば35人学級なら÷35の、30人学級なら÷30の、そして令和5年度以降は敢えて25人学級を前提として÷25の商を端数切り上げた適正学級数を表しています。実際の学級数は、県基準から割り出した数値より約1.25～1.5倍多いです。これは、適正規模の学級が減り、一桁台の極少数に減ってしまった学級が、市内にまばらに点在してきたことを示唆しています。

※ この表3を作成した令和元年度時点では、25人学級への進展が大きな話題となっていましたので、敢えて令和5年以降は25人学級編制で割り出してみました。しかし、実際には令和3年度から小1に、続く令和4年度から小2に25人学級適用の計画は確認されていますが、それ以降の学年進行は明言されていません。教員不足と普通教室不足という、新たな問題が浮上してきたこともあり、現在、県で検討中です。

続く表4は「適正規模に視点を置いた学校数の推移選択肢 ABCDE（単純予想）」です。令和40年までの児童生徒数の激減に市としてどう対処していくのか、その選択肢として考えられる仮の適正化案を、仮想レベルで5点に絞り込んだ表です。

勿論、減少を座して待つわけではなく、市として、少子化対策を今まで以上に強く打ち出しているだけで必要はあります。しかし、全国の市町村自治体において、少子化対策の特効薬探しは困難を極めており、一方では、中長期を見据えた市内全小中学区の大規模適正化を考えておく必要性を無視するわけにはいきません。

表4 適正規模に視点を置いた学校数の推移選択肢 ABCDE（単純予想）

小1から中3まで全25人学級が実現していたとして (単位；校)

	年 号		H30	R元	R5	R10	R20	R30	R40
	西 暦		2018	2019	2023	2028	2038	2048	2058
A	母校存続希望型	小	8	8	8	8	8	8	8 (1学年Av.9人、全単式学級)
	終始現状維持路線	中	3	3	3	3	3	3	3 (1学年Av.29人、全単式学級+非常勤0.5)
B	母校存続希望型	小	8	8	7	6	6	6	6 (1学年Av.13人、全単式学級)
	途中まで現状維持路線	中	3	3	3	3	3	3	3 (1学年Av.29人、全単式学級+非常勤0.5)
C	人口・財政考慮型	小	8	8	7	6	5	4	3 (1学年Av.26人、全単式学級+非常勤0.5)
	現実直視路線	中	3	3	3	3	2	2	1 (1学年Av.87人、4学級ずつ)
D	教科担任共有型	小	8	8	7	6	5	4	3 (1学年Av.26人、全単式学級+非常勤0.5)
	小中一貫校路線	中	3	3	3	3	3	3	3 (1学年Av.29人、全単式学級+非常勤0.5)
E	夢・希望・先行投資型	小	8	8	7	6	1	1	1 (1学年Av.78人、4学級ずつ)
	未来先取り路線	中	3	3	3	3	1	1	1 (1学年Av.87人、4学級ずつ)
市内全児童生徒数			2,187	2,110	1,856	1,626	1,260	949	731
H30を100%とすると			100%	96%	85%	74%	58%	43%	33%

例えば、A案の小学校の欄では、40年後も現在の小8校を存置し続けた場合、同学年児童総数を市内全てに平均化するとどの学校も一学年9人ずつの全単式学級規模校となります。例えば、谷一小も東桂小も禾一小も全ての小学校で3学年も5学年も9人ずつしかいない単式学級規模校になるという意味です。実際にはここまで平均化するわけではなく、何とかぎりぎり持ち堪える学校があれば、2学年0人、3学年3人、5学年1人という虫食い状態の学校が複数校出現している可能性があるということです。更に驚くべきことは、前述にもあるとおり、この傾向が日本全国ほとんどの市町村において共通する問題であり、推計値の到来が早まることはあっても、大きく外れることはないと言われている点です。

適正化図 (子どもたちにとって望ましい学習環境を考える際の現状と未来予想図)

A3版に拡大⇒この冊子 P90 に再掲載。そちらをご覧ください。

子どもたちにとって望ましい学習環境とは

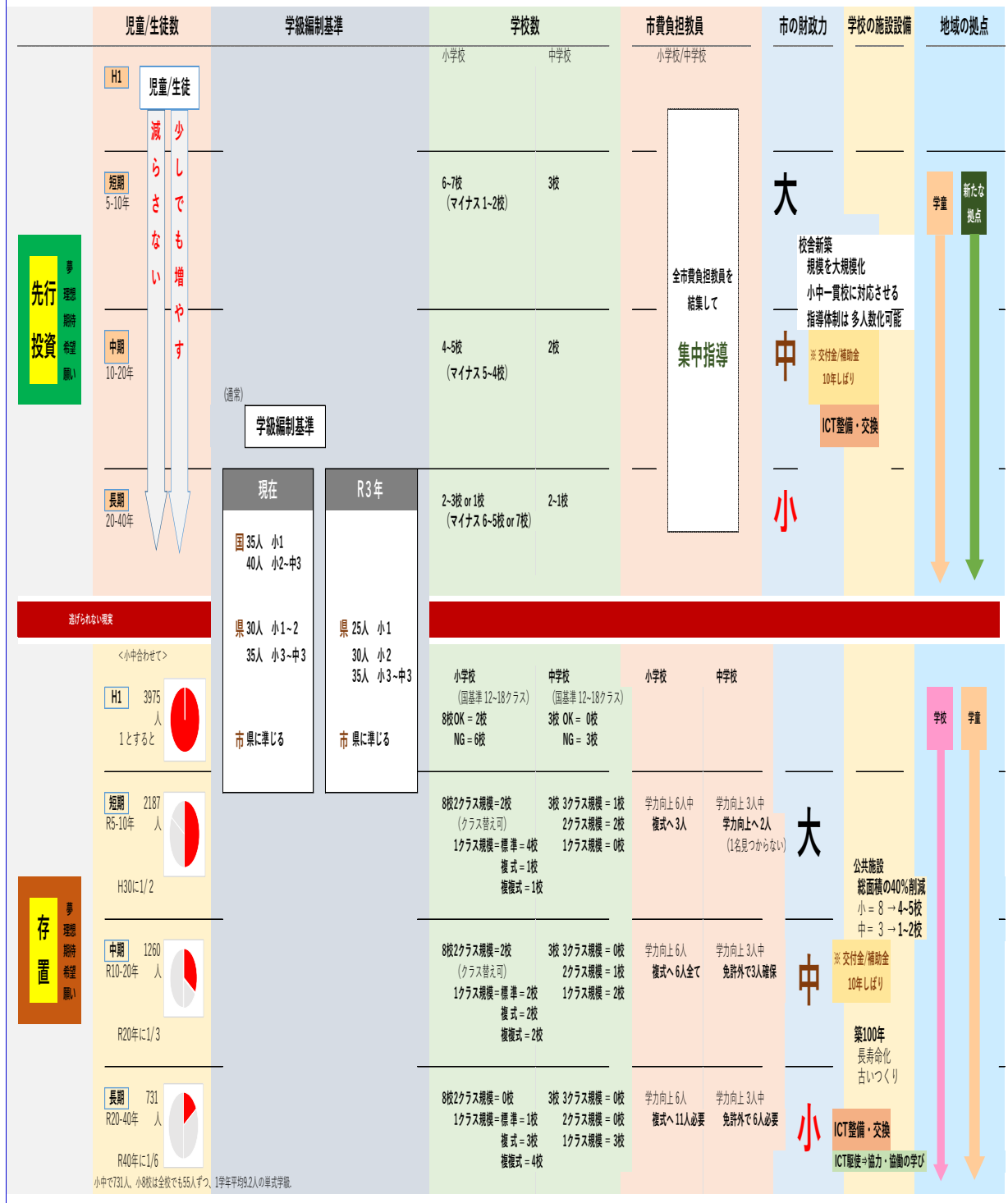
資料 8

命題(1)

- A) 単式学級 **でも** 適正範囲とするか
- B) **複数**の学級が望ましいのか

命題(2)

- 通常学級編制基準
- 上限 25人前後
- 下限** → 決める → 何人まで(複式) … 複数の班..
- ↓
- 決めない



4 都留市における学校の適正規模・適正配置の基準

1) 適正規模の基準

どこかの市町村の基準を当てはめるのではなく、また、単純に全国の基準だけで判断するのではなく、本市にとって必要な適正規模の基準を見定めるため、第2回以降は、次のような流れを大事にして議論を焦点化してきました。その議論は、他市町村の事例を単純に真似るのではなく、本市としては何を以て適正と判断するのか、その答え探しの議論でもありました。

毎回、議論は白熱しました。そもそも本市は適正化によりどうなることを目指しているのか、適正化 = 統廃合であり、それが最終ゴールなのか、それとも統廃合は、適正化を目指す、あくまでも手段や手法の一つでしかないのか、という点は重要な論点でした。これは、全国各地で問題になった、始めから統廃合ありきだったのではないかという議論が、目指すゴールを見えにくくさせ、やり方・持って行き方に対する感情論に発展してしまった事例と関連しています。捉え方や解釈の違いはあって当然ですが、「だからこそ目指すゴールとその根拠の解明に時間をかけることが大事です。」という会長の考えは毎回重要視されました。本論に触れれば触れるほど目指すもの・大事にしたいものが食い違い、場合によっては市政の在り方にまで議論が広がる適正の解釈について、本審議会は十分過ぎるくらい慎重に議論を重ねてまいりました。その結果、「適正規模とは」から出発した議論は、「子どもたちにとって望ましい学習環境とは」に表現を改めることで、「はじめに」に記したような方向を確認するに至りました。

(1) 望ましい学級規模とは

望ましい学級規模とは ≡ 子どもたちにとって望ましい学習環境とは

～ 協力・協働を学びやすい、最小限の多様性と汎用性が保障された学習環境とは ～

- イ. 現在の学習指導要領では、(a) 何を学ぶか、だけではなく、(b) どのように学ぶのか、そして、(c) 何ができるようになるのか、について重視している。その理由は、この背景に、先行きが不透明な社会の中で子どもたちが自ら課題を見つけ出し、仲間と共に積極的に課題解決に向かう力の育成が重要であるとの認識があるからである。
 - ロ. 学習指導要領では、従来の知識獲得型の学習から、「主体的・対話的で深い学び」への変換が求められている。
 - ハ. このような学びを創るためには、子どもたちが意見の練り合いを行い、多様な意見交流を行うことが重要になっている。
- 二. 審議会では、小学校・中学校での実際の取組の中から、全員が主人公になるためには、4人班を基本として3班以上での交流が不可欠なものであるとの意見をいただいた。

4人 × 3班 = 12人

を単式下限基準とする。

「多様性」と「汎用性」を満たす下限

※ これに対して複式学級解消基準の二つの学年児童生徒人数の合計数 12 人は、
複式下限基準とする。

① 単式下限基準を満たさなくなった場合に採るべき措置

- イ. 以上の点を加味すると本市の一学級の児童生徒数は 12 人が最低限度となる。
- ロ. 見込み数値ではなく、現年度 5 月 1 日時点で単式下限基準の 12 人の一步手前である 4 人×3 班=12 人以上 4 人×4 班=16 人未満のエリア (12・13・14・15 人) に達した学級が生じた場合には、教育委員会は、速やかに地元代表協議会 (解説版 P39 参照) と減少状況を共有するとともに両方で考え得る回復措置について話し合う。
- ハ. 見込み数値ではなく、現年度 5 月 1 日時点で単式下限基準 12 人未満となった場合には、教育委員会は、統廃合を含む適正化について地元代表協議会とは協議を行う。

② 本市の複式学級の現状

- イ. 従来、本市の小学校複式学級については、国 16 人及び県 12 人の基準を下回っていても、複式を解消すべく市担教員を雇って単式を維持してきた。
- ロ. しかし、ここに配置された市担教員は、本来、学力向上の補助教員を目的に雇用されることになっていたものであり、その役割と機能を十分に果たしていないことは問題である。本来の学力向上の役割を果たすことが求められている。
- ハ. 本審議会では下記の理由から複式に対する否定的意見が多かった。
 - ・各学年ともに子どもたちと教員との十分な関わりをとることが難しい。
 - ・今後の国及び県の動向※ (下記参照) を見ると正規教員の採用が多くなることが予想されている。
 - ・教員志望者が不足している現状では、国及び県の基準を下回った場合に市担教員を雇うことは著しく困難になるといえる。
- ニ. 複式・小規模校の良さについては議論の中でも示されたが、
 - ・教員の負担が著しく多くなり、さらに多忙化に拍車をかける。
 - ・複式授業を実施するには十分な訓練を経た教師が必要であるが、現状ではこうした複式対応の教師教育は広く行われていない。
- ホ. 市担教員の配置に頼らない複式学級の解消は喫緊の課題である。
- ヘ. 国及び県の基準で複式学級となる場合には大規模適正化の協議が必要となる。

※ 今後の動向：国は 35 人学級や教科担任制等、「令和の日本型学校教育」を。県は 25 人学級を目指している。

本市の「単式下限 4 人×3 班=12 人」と「複式下限 A 学年+B 学年=12 人」の現状は、下記の表 5・表 6 のとおりである。

表6 就学前幼児数調査票に基づく就学予定児童数（R3.10.29/R4年度就学通知発送時に更新）

□印は4人×3 or 4班=12以上16人未満、○印は4人×3班=12人未満、無印は4人×4班=16人以上、を表す。

また、**⑧** **④** のように太線で囲まれている場合は、合わせても12人以下の複式学級を表す。（通常学級児童数）

谷 一 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	37	67	45	68	56	58	331
3	56	37	65	44	66	56	324
4	46	59	37	66	45	67	320
5	44	46	59	37	66	45	297
6	38	44	46	59	37	66	290
7	46	38	44	46	59	37	270
8	32	46	38	44	46	59	265
9	27	32	46	38	44	46	233

宝 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	18	12	18	24	13	20	105
3	13	19	13	19	24	13	101
4	12	13	19	13	19	24	100
5	16	12	13	19	13	19	92
6	7	16	12	13	19	13	80
7	15	7	16	12	13	19	82
8	5	15	7	16	12	13	68
9	8	5	15	7	16	12	63

谷 二 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	17	21	15	18	19	19	109
3	17	18	20	15	18	19	107
4	16	17	18	20	15	18	104
5	8	16	17	18	20	15	94
6	8	8	16	17	18	20	87
7	13	8	8	16	17	18	80
8	8	13	8	8	16	17	70
9	12	8	13	8	8	16	65

禾 一 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	40	43	44	50	37	33	247
3	51	40	44	45	50	37	267
4	44	50	39	44	44	51	272
5	45	44	50	39	44	44	266
6	44	45	44	50	39	44	266
7	42	44	45	44	50	39	264
8	47	42	44	45	44	50	272
9	44	47	42	44	45	44	266

文 大 附 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	5	7	8	4	8	10	42
3	2	6	7	8	4	8	35
4	7	2	5	7	8	4	33
5	9	7	2	5	7	8	38
6	7	9	7	2	5	7	37
7	5	7	9	7	2	5	35
8	4	5	7	9	7	2	34
9	4	4	5	7	9	7	36

禾 二 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	23	26	21	17	23	29	139
3	22	24	27	21	17	23	134
4	21	21	24	26	21	16	129
5	23	21	21	24	26	21	136
6	24	23	21	21	24	26	139
7	19	24	23	21	21	24	132
8	34	19	24	23	21	21	142
9	20	34	19	24	23	21	141

東 桂 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	56	52	43	53	51	58	313
3	46	56	53	43	52	52	302
4	50	46	55	53	42	54	300
5	41	50	46	55	53	42	287
6	46	41	50	46	55	53	291
7	54	46	41	50	46	55	292
8	41	54	46	41	50	46	278
9	33	41	54	46	41	50	265

旭 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	1	4	7	5	3	4	24
3	0	1	3	7	5	3	19
4	4	0	1	3	7	5	20
5	2	4	0	1	3	7	17
6	7	2	4	0	1	3	17
7	6	7	2	4	0	1	20
8	3	6	7	2	4	0	22
9	1	3	6	7	2	4	23

表7 就学予定生徒数（R3.5.28現在）

都 留 一 中					都 留 二 中					東 桂 中				
	1年	2年	3年	合計		1年	2年	3年	合計		1年	2年	3年	合計
R2	81	68	64	213	R2	116	110	103	329	R2	67	50	71	188
3	66	80	69	215	3	95	113	109	317	3	55	67	51	176
4	65	67	80	212	4	97	101	115	313	4	51	53	66	178
5	72	65	67	204	5	112	97	101	310	5	53	51	53	164
6	52	72	65	189	6	104	112	97	313	6	47	53	51	153
7	73	52	72	197	7	108	104	112	324	7	53	47	53	153
8	51	73	52	176	8	98	108	104	310	8	53	53	47	153
9	57	51	73	181	9	108	98	108	314	9	46	53	53	152

(2) 望ましい学校規模とは

- ① クラス替えができ、新たな人間関係を作ったり、逃げ場のない人間関係を緩和したりするために、どの学年も複数学級であることが望ましい。
- ② 小規模校の多い都留の現状を考慮すると、当面は学年に複数学級があることを必ずしも求めない。
- ③ しかしながら、今後、統廃合を手段とする適正化を進めるにあたっては、複数学級になることが望ましい。ただ、次のような考え方も大事にしていく。単式10人程度で人間関係が固定された学校生活は辛い場合もあるので逃げ場は必要である。しかし、学級人数がある程度確保されている場合、担任と子どもたちが解決を模索する努力は教育的に重要である。逃げ場を作る策がある一方で、困難に立ち向かい解決までの過程をみんなで経験することは子どもたちを本質的なところで成長させる。この考え方は大事にしたい。
- ④ 中学校においては、免許外指導をなくし、すべての9教科10科目に専門の専任教員を配置することを目的として、将来的には各学年3クラス以上であることが望ましい。

<その他の配慮要件>

- 特別教室や体育館等の施設利用に制限を受けることなく、授業時間を適切に割り当てることが可能な学校規模であること
- 教育内容・活動に応じて、多様な集団規模の確保、様々な指導方法や授業展開が可能な学校規模であること
- 小学校と中学校の各々の教育活動や学校運営の特性を踏まえて、望ましい教職員配置が可能な学校規模であること

1) 小学校適正規模：各学年2学級以上、全体で通常学級12学級以上24学級以下

① 複式学級を解消

② 各学年でクラス替えができる。

なお、各学年1学級以上、全体で6学級以上11学級以下は準適正規模とする。

2) 中学校適正規模：各学年3学級以上、全体で9学級以上15学級以下

なお、各学年2学級以上、全体で6学級以上11学級以下は準適正規模とする。

① 各学年でのクラス替えに加え、教科担任制を踏まえた教員配置や部活動などの選択肢の確保を考慮する。

② 行政区画、地理的要因、地域コミュニティーや学校の沿革等を考慮する。

③ 統合や通学区域の変更などの適正配置を検討する際は、一律に基準を当てはめるのではなく、通学距離・時間に十分配慮し、通学区域の調整や通学手段の見直しも一体的に検討する。

- 中学校における各学年2学級以上、全体で6学級以上11学級以下の学校規模については、国の標準学級数（12～18学級）を下回る小規模校であるものの、教科担任制の中学校において一定の学校運営が可能な規模であることや、これまでに適正配置の検討に取り組んだ地域において9学級までの学校規模を容認する意見が多かったことも踏まえ、本市では「準適正規模」とします。

また、小学校における各学年1学級以上、全体で6学級以上11学級以下の学校規模についても、同様に本市においては準適正規模とします。

2) 通学距離の基準及び通学区域の設定

① 通学距離の基準

- 文部科学省が「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き [平成27年1月] (以下、「国の手引き」という。)」において引き続き妥当であるとした通学距離の基準を参考に本市の徒歩や自転車の通学距離の基準を次のとおりとします。

概ね、小学校4 km以内、中学校6 km以内

- ただし、基準を一律に当てはめるのではなく、国の手引きにおいて「概ね1時間以内」を一応の目安とされている通学時間についても十分配慮するとともに、本市の実態を踏まえて公共交通機関やスクールバスの利用などの通学手段についても柔軟な対応を検討します。

② 通学区域の設定

- 中長期的に一定の学校規模を確保するとともに、全市的なバランスを考慮します。
○ 適正配置に伴う通学区域の設定に当たっては、次の観点にも十分に配慮します。

- ・小学校と中学校の通学区域の整合性
- ・幹線道路、河川、バス、鉄道等の通学環境

3) 新たな基準に基づく対象校の分類整理

(1) 統廃合のときの議論の基準 : 子どもたちに最善の学習環境を提供すること。

(2) 統廃合が決定した場合

- ① 統廃合が決定した場合でも、どちらかに吸収合併するという考え方ではなく、それぞれの学校の良いところを持ち寄りながら、新しい学校を創り上げるという視点で努力をしていく。
- ② 新しい学校は『チーム都留』の理念のもとに、都留の未来の担い手として育つことを目的とする

(3) 小規模校に関する適正化の取組の優先度

適正規模を下回る小規模校のうち、学級数や児童生徒数によって取組の優先度を区分し、取組を進める上での判断材料とします。

表 8 小規模校に関する適正化の取組の優先度

優先度 (重要性 ・ 緊急性)			
高い	←————→		低い
I	II	III	
[小] : 6 学級以下 (120 人未満) ※40 人×6 学年×1/2 [中] : 5 学級以下	[小] : 6~11 学級 (240 人未満) ※40 人×6 学年×1 未満 [中] : 6~8 学級	[小] : 6~11 学級 (240 人以上) ※40 人×6 学年×1 以上 [中] : 9~11 学級 (各学年 3 学級以上)	

※上記の表は 40 人学級で算出。よって国の 35 人学級が完全実施されたら 35 人換算で算出し直し。

小学校

◇ 優先度 : I 6 学級以下 (120 人未満 4 人×3 班未満学級あり)

- ・全学年単式学級であり、複式学級※①の前段階といえる 4 人×3 班未満学級を有する。児童数が県の標準学級児童数※② (1 学年 25 名、2 学年 30 名、3~6 学年 35 名の半数 ⇒1 年 13 名、2 年 15 人、3~6 年 18 人) 未満の学年が発生し、男女比の偏りや教育活動の制約など、小規模校化に伴う課題が顕在化しやすくなることから、早期に検討が必要と判断する。(令和 3 年の年明け以降に、県の少人数学級編制検討委員会の動向で大きく変わる可能性あり。)

◇ 優先度：Ⅱ 6～11 学級（240 人未満）

- ・概ね、複数の学年で単式学級が発生。生徒指導上の課題からクラス替えを望まれても対処できない。小規模校化に伴う課題が生まれやすく、検討が必要。特に、学年による児童数の偏りが大きい場合には、早期に検討が必要と判断する。

◇ 優先度：Ⅲ 6～11 学級（240 人以上）

- ・1つ以上の学年で単式学級が発生しているものの、学校全体の児童数は一定規模あり、集団活動・行事などで工夫の余地があることから、中長期的視点で教育環境のあり方を検討する。

中学校

◇ 優先度：Ⅰ 5 学級以下

1つ以上の学年で単式学級が発生。

クラス替えができない、免許外指導教科が増える、部活動の部数がかかり制約を受けるなど、小規模校化に伴う課題が顕在化しやすくなることから、早期に検討が必要。

◇ 優先度：Ⅱ 6～8 学級

学年の生徒数にもよるが、一部の教科では免許外指導が発生しやすくなる。部活動の部数が制約を受け始める。小規模校化に伴う課題が生まれやすく、検討が必要である。特に、学年による生徒数の偏りが大きい場合には、早期に検討が必要。

◇ 優先度：Ⅲ 9～11 学級（各学年 3 学級以上）

- ・4 学級以上という国の適正規模を下回る小規模校であるものの、教科担任制の中学校において、一定の教育活動・学校運営が可能とされる規模であり、中長期的視点で教育環境のあり方を検討する。

- ① 複式学級：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という）第 3 条及び同法施行令第 2 条の規定により、当該学校の児童生徒の数が著しく少ない場合等において複数学年の児童生徒を一つの学級に編成する場合の通称である。
- ② 標準学級児童数：義務標準法において、一学級の児童又は生徒の数の基準は、一学級 40 人（小学 1 年生は 35 人）を標準として都道府県の教育委員会が定めるとしている。本市では国の基準を弾力的に減らした県の標準学級児童生徒数を受け、小学 1 年生 25 人、2 年生 30 人、3～6 年生：35 人、中学 1～3 年生：35 人の少人数学級の学級編制（はぐくみプラン）を実施している。なお、政府は令和 3 年 2 月 2 日に令和 3 年度より 5 年間で小 2～小 6 までを順次 35 人に上限人数を引き下げることが閣議決定した。中学校の 35 人学級については今後検討。

(4) 具体的な検討の枠組み

- 子どもたちの望ましい学習環境を整えるため判断基準として設定した、「小規模校に関する取組みの優先度」に加え、物理的な適正配置の可能性、同一中学校区及び隣接する中学校区内の小・中学校の規模、施設の老朽化の状況などを踏まえ、総合的な判断の基に順次、具体的な検討を進めます。
- 地域コミュニティとの関係性及び義務教育9年間の連続性の観点から、中学校区単位の枠組みを考慮して検討します。
- 小規模の小・中学校〔(3) 優先度別対象校〕について、次のとおり整理しました。

表9 小規模校対象校としてⅠ、Ⅱ、Ⅲ別に分類整理すると(R2時点)

★Ⅰ；Ⅰの中でも極めて厳しい状況、 ☆Ⅰ；★Ⅰに次ぐ、その一歩手前の状況

学区	中学校	通常学級数	特支学級	生徒数	優先度	小学校	通常学級数	特支学級	児童数	優先度
一中	都留一中	⑦	1	213 (5)	Ⅱ	谷一小	⑬	2	331 (3)	—
						谷二小	⑥	1	109 (2)	Ⅰ
						文大附小	⑤ 複式1組	1	42 (1)	☆Ⅰ
二中	都留二中	⑪	2	329 (3)	Ⅲ	宝小	⑥	0	105 (0)	Ⅰ
						禾一小	⑩(本来11)	2	247 (3)	Ⅲ
						禾二小	⑥	1	139 (1)	Ⅱ
						旭小	④ 複式2組	0	24 (0)	★Ⅰ
東中	東桂中	⑦	2	188 (5)	Ⅱ	東桂小	⑫	2	313 (7)	—

表 1 0 単式下限・複式下限に基づく小学校適正化の判断 (R2.12 月時点)

	達成状況	該 当 校	適正化の手段・手法
単式 下 限 12 人	①十分満たしている	谷一・東桂 (共に 2 学級規模)	適正化の必要なし。 拠点校となり得る学校。
	②ほぼ十分満たしている	禾一 (ほぼ 2 学級規模)	適正化の必要なし。 拠点校となり得る学校。(教室不足)
	③満たしている	禾二 (単式 6 学級規模)	市の準適正規模校。適正化は当面不要。
	④満たしているが 数年後に基準以下の学級が生じる可能性がある	谷二 (単式 6 学級規模)	現時点では準適正規模校といえるが、令和 5 年以降、連続的に出現する。
	⑤すでに基準を下回る学級がある	宝 (単式 6 学級規模)	地元代表協議会 (解説版 P39 参照) と教育委員会は速やかに減少状況を共有するとともに両者で考え得る回復措置について話し合う。令和 3 年以降出現
	⑥複数の学級で基準を下回る学級がある	旭 (単式 4 学級規模) ※R3 には 3 学級 附属 (単式 5 学級規模) ※R3 には 4 学級	地元代表協議会と教育委員会は統廃合を含む適正化について協議を行う。
複式 下 限 12 人	1 歳違いの A 学年+B 学年=12 人以下の複式学級 あり	旭 (複式 2 組) 附属 (複式 1 組)	旭 ; 複式が毎年度 2 組以上ある。優先度 I の中で最も厳しい状況。 附属 ; 旭小に次ぐ厳しい状況。令和 3 年より複式 2 組に達する予想。令和 5 年以降も 2 年続けて複式が続く場合、旭小とほぼ同じ状況になったと判断するしかない。

5) 「Society5.0」 & 「SDGs」の新時代につなげる逆転の発想（一例として）

子どもたちにとって望ましい学習環境として、学びの多様性と汎用性を保障する最小限の基準（目安）を模索していたとき、審議員のお一人からこんな声が出されました。

「保護者の立場から見たとき、今のお話は、こんな風に感じました。
先生方は、複式学級の授業はやってできないことはないと言っていますが、これ以上先生方が無理をし続けることは、できれば避けてあげたいように思います。
先生方が、もうこれ以上頑張らなくてもよい、そんな学習環境を創ってあげてほしいです。
先生方は、今でももう十分過ぎるくらい頑張っていると思います。
その先生方が無理をせず、時間や心のゆとりを持って子どもたちとじっくり向き合い、新しい時代の教育に邁進していただきたいです。子どもたちには、様々な見方考え方で意見交換をしてほしいですし、先生方には、やりやすい学習環境で新たな時代に向けて日々の授業を思う存分工夫改善してほしいと思います。それは決して先生方を楽にさせるという意味ではなく、先生方にとって新時代にふさわしい教育をやりやすい環境を整えることが、実は、子どもたちにとって望ましい学習環境づくりにつながるものと感じています。」

という声でした。うなずいている審議員の皆さんは、多数いらっしゃいました。

国基準に照らせば、市内小中 11 校中 9 校が適正化の対象となります。しかし、現時点では、各校・各地域が同じ減少状況にないので、市内一律の大規模適正化には賛否両論があつて然りでしょう。仮に直ぐに実施した場合、なぜ一緒に適正化なのか、という不公平感は拭い難く、複雑な思いが交錯し合うことなのでしょう。しかし、今後、新たな基準として、単式下限基準（目安）を満たさない学校が市内小中いずれかで半数を超え、しかも、翌年度も、翌々年度も、2年続けて改善の目途が立たない頃には、適正化はもう既に1校2校の問題ではなくなっていると捉えるべきでしょう。できればこうなる前に大規模適正化に舵を切り直していただきたいし、この分岐点を見逃すと、複式学級増まで悪化させるのに、さほど時間はかからないと思われれます。

中長期を見据えて大規模適正化を並行して考えていくことは、子どもたちの将来は勿論、今後の「教育首都つる」の発展に重要な意味を持つ選択肢の一つと考えます。

「学校は地域の拠点」という視点を大事にしてきたからこそ、学校は地域の皆さんに愛され続け、長く発展してこられました。「子どもは地域の宝であり、学校は地域とともにあり、地域とともに成長する。」正にそのとおりです。だからこそ、この視点は、これからの時代も大事にしていきたいと考えます。ただ、本審議会でも市民の皆さんにお願いしたいのは、この視点を、これまでの居住地域目線から現中学校区まで広げた在住地区目線へと、できれば、市全体まで見渡すような俯瞰した位置へと高め、市民目線で共有し、一緒に育てていけないかということでもあります。

明治7～8年には、大字（おおあざ）といえる小集落ごとに旧町村立尋常小学校や分校が多数存在していました。分散していた各学校には、その学校数に見合うくらい多くの子どもたちが在籍していました。それが地域住民にとって小学校を地域の拠点と捉える範囲でした。

しかし、昭和29年には市立となり、更に旧町村立で建てられた校舎は分校廃校を含めて

数々の統廃合を繰り返し、規模を拡大して小学校区エリアを広げてきました。今では想像もつかない60人学級が当たり前だった時代も経験し、現在の40人学級、そして将来的には国レベルでも30人学級を目指す中で、先ずは35人学級というところまで変遷を繰り返してきました。

ところが、令和40年頃には、市全体で2~3校の小学校を運営する時代が来るのであり、ハード面では長寿命化を目指している一方で、実際には、現有の学校数を満たすほど子どもたちはいなくなります。場合によっては、市立小・中学校を1校ずつにまで圧縮する必要性も生まれてきます。都留市の小中学生の総数が僅か731人にまで減少し、その内、小学生は470人、中学生は261人となる推計値に基づけば、残念ながら、市内全域で小中1校ずつは現実的な数と言えるかもしれません。

将来的には、これはあくまでも仮想現実の一例に過ぎませんが、例えば、地域の拠点と考える小学校エリアを今の市レベルにまで広げ、思い切って文大を中心とした都留市立都留文科大学附属小・中学校（※ 附属第一小中・附属第二小中・附属第三小中の時期を経て）といった一大教育拠点を建設していくような、全市目線、全国目線、もっと広げれば、英語力の育成も考えたグローバルな世界目線へと切り替えていく計画もあり得るかもしれません。

これにより、70年間で1/6にまで激減する極めて厳しい状況を、思い切った逆転の発想をすることで、見えてくる都留市の将来像は全く別物に代わってきます。小学校から大学院まで一貫した教育を3万人レベルの市で運営している自治体は存在しませんし、そこに更に大きな魅力と付加価値を見い出せれば、ここに住みたい、ここで学ばせたい、という魅力は数倍にも跳ね上がるでしょう。

生産労働世代の減少と増え続ける福祉高齢者医療費のグラフを横目に対症療法を繰り返せる年数は限られています。全国の市町村自治体の1/3が消滅するかもしれない激動の時代は間違いなく都留市にもやってくるのであって、そこを乗り越えられるかどうかは、どの時点で、どの視点で、何をどう決断するかにかかっています。

今、必要なのは、この厳しい将来的現実を市民レベルでがっちりを受け止め、『チーム都留』としてどう作戦を立てどう立ち向かっていくのかを議論することだと考えます。協力・協働で苦難を乗り越えてきた先人たちなら、この状況を、どう分析し、どう乗り越えていくでしょうか。

難しい決断ですので、今すぐ、とれないのは当然です。逆に実現の時期を間違えれば、都留市を定住地とする教職員の多くが一挙に行き場を失うことにもなりかねませんし、これによる近隣市町村への人事的影響は少なくないでしょう。加えて、長年懸案であった、義務教育標準法の改正を含む国の35人学級編制の改革により、県の少人数学級25人制の動向にも変化が予想されます。その結果、学級増に対応仕切れず統合受け入れ側の普通教室が不足したり、県費正規採用者が増えることで市担教員探しが更に困難になったりと、新たな難題・課題は増える可能性があります。

しかし、ここで大事にしたいのは、そのような状況を、避けて通れぬ茨の道と捉えつつ守りに回るか、あるいは、新たなチャンスと捉え攻めに回るかです。何よりも大事なのは、その「選択・決断の時期」であると考えます。実現は随分先のこととしても、早期段階からこの企画を十分に練っておくことは、本市の将来設計に重要な意味を持つと考えます。ダイナミックな企画が可能で、様々な選択肢も残っている早い時期に中長期ビジョンに位置づけ、その後実態変化を見ながら構想を改善していく将来像は、市民が語る日常会話にも大きな変

化を生み出すことでしょう。コロナ禍が落ち着き、人々のつながりや会話がいつも通りに戻った頃、市民一人ひとりが都留市の新たな可能性を語り合う場が随所で生まれ、先人が大事にしてきた協力・協働の精神;『チーム都留』で盛り上がりたならどれほど素晴らしいでしょう。織物全盛 100 年に次ぐ、「Society5.0」&「SDGs」の新時代につなげる逆転の発想は、都留市 100 年の大計を大きく変える貴重な火種となるはずで。それは同時に、新たな経済波及効果を生み出し、都留市のイメージを大きく変える起爆剤ともなる、磨けば光る原石と言えるのではないのでしょうか。

5 適正化を進める際の取組の方法

1) 基本的な方針

- 学校規模の適正化や適正配置の取組を推進する状況になった場合、その基本的な方針は、次のとおりとします。

- イ. 子どもの教育環境の改善を中心に据え学校規模の適正化を優先に検討するとともに、全市的なバランスや地域の実情を考慮した最適な学校適正配置を検討します。
- ロ. 丁寧な情報提供、説明、十分な対話を通して、保護者・地域住民と協働で、活力ある学校づくりに向けた合意形成を図ります。
- ハ. 学校教育における義務教育期間 9 年間の連続性、多様な教育的支援の必要性、地域コミュニティとの関係性を十分に考慮して検討を進めます。
- ニ. 今は大丈夫であっても、中長期的に小規模校として学校運営を見込む場合には、地域の実情や児童生徒の実態を踏まえ、それぞれの規模に応じた教育の充実方策を検討します。

2) 検討の方法

(1) 小規模校

- 学校規模や学校間の距離を踏まえて、次の A～C の方法を基本に検討を進めます。
- 適正配置の基本的な手法である「統合」及び「通学区域の調整」を効果的に組合せ、学校や地域の実情を踏まえた最適な方法を検討するとともに、必要に応じて通学手段の見直しも検討します。
- 学校規模の適正化に向けて最も効果的な方法は「統合」であるものの、最適な学校適正配置を検討した結果、小規模校として「存続」することを選択する際には、併せて規模に応じた教育の充実方策を検討します。

A. 複数の小・中学校による一体的な大規模適正配置

【要件】

- 国基準を満たさない小規模（11 学級以下）の小・中学校が存在する地域で、下記の「子どもたちにとって望ましい学習環境」を小・中ともに満たさなくなってきた複数の中学校区同士の小・中学校

- ・ 望ましい学級規模とは ⇒ 上限；県規準による。

下限；互いに磨き合える教室；4 人×3 班=12 人

- ◇ 単式下限基準の 12 人の一步手前である

4 人×3 班=12 人以上 4 人×4 班=16 人未満のエリア（15～12 人）に達した場合には

⇒ 地元代表協議会（解説版 P39 参照）と教育委員会は減少状況を共有するとともに両方で考え得る回復措置について話し合う。

- ◇ 単式下限基準 12 人未満となった場合には

⇒ 統廃合を含む適正化について地元代表協議会と教育委員会は協議を行う。

- ・ 望ましい学級数とは ⇒

小学校 ⇒ 多様な人間関係を形成できる＋逃げ場ともなり得る
＝ できれば同学年複数学級が望ましい。

中学校 ⇒ 多様な人間関係を形成できる＋逃げ場ともなり得る＋全教科全科目の専科教員が揃う＋部活動指導者数も充足
＝ できれば、同学年 3 学級以上が望ましい。

- 隣接する中学校間の距離が概ね 4 km 以上であってもスクールバス等を使えば片道 30 分以内で送迎可能など、地理的条件や移動手段の課題が少ない。

【方策】

- 小・中学校ともに大規模な統廃合または新設を検討します。
- 複数中学校区の小・中学校の統合を一体的に検討します。

【具体的なイメージ】

- ◎ 現時点では、市内 3 中学校は本市の準適正規模（6～11 学級）を満たしているため、複数の中学校区同士がこの統廃合に該当する状況にはありません。しかし、遅くとも、長期（20～40 年）前半までには実施計画の詳細を立案しておく必要があるものと考えます。

その立案に際しては、令和 40 年を見据えて、この統合を機に、発展的目標として、例えば、

- ① 小学校 3 校・中学校 3 校による都留文科大学附属第一・第二・第三小中学校を目指す選択肢

- ② 第一と第二までの2中学区に集約する選択肢
- ③ 市内に同様の附属小中学校として、小学校1校（大規模校）中学校1校（大規模校）の小中大規模新設校を最終ゴールとして目指す選択肢等が考えられます。その中には、状況に応じて、
- ④ 小中一貫教育校（義務教育学校を含む）構想も念頭に入れておく必要があるでしょう。

現3中学校を基盤とした第一から第三附属小中学校を存続させながら、その中でも、文大附属第一小中学校については小中ともに4学級ずつの対応が可能な大規模校を新設しておきます。

その理由は、現時点での人口推計通りに減少していくのであれば、最後の砦は、小1・中1校となるからです。しかし、そこには莫大な経費がかかります。したがって、その予算捻出は、財政力が許す早い時期から計画的に積み立てていかなければならないでしょう。

いずれにしても、最終段階では、

- ① 文大キャンパス近くに文大附属小中学校の最新式の校舎・グラウンド・体育館・プール・武道館等を有し、
- ② やまびこ競技場で市内各地の保護者が応援する中で運動会・学園祭を開催し、
- ③ うぐいすホールで音楽会・学園祭・合唱発表会・六送会／三送会・各種児童生徒集会等の催し物を開き、
- ④ SATや教育実習は徒歩5分以内で移動可能、
- ⑤ 市担教員の確保も免許保有の大学院生の空き時間を取り入れたり、インターンシップ制を導入したり、で柔軟に対応、
- ⑥ 部活動外部指導者には大学生ボランティアの導入、
- ⑦ 英語科や外国語活動・外国人留学生との交流事業や都留興譲館高校との英語学習小中高大の連携・提携、
- ⑧ 大学との共同研究や講師派遣、
- ⑨ 健康科学大学・産業短期大学との事業提携、等々、

挙げだしたら切りがないほど魅力満載の適正化と言えます。これはもう従来の適正化のイメージを遥かに超えた、魅力あふれる新教育都市建設計画と言っても過言ではないでしょう。当然、この魅力は、全国でも類を見ないほど高い評価をいただけるものと考えます。

そして、そんな新たな教育環境は、市内数か所の駅での東京直通便の増発が可能となれば、東京圏内の若いお父さんお母さん方には、学ばせたいまち・住みたいまち・永住したいまちへと変わるものと考えられます。小中学校は文大エリアにあっても、住みたい場所は、土地価格の安い、旧小中学校エリアに求めればよいことであり、分譲計画には市が計画的に関わり行政指導をしていきます。小学校が無くなったにもかかわらず団地やマンション、別荘地が建設されることも夢ではないかもしれません。そこから、子どもたちはスクールバスや電車を使って20～30分足らずで通学し、保護者の皆さんは、シャトルバスと東京直通便で勤務

地に通います。正に、「教育首都つる」の目指す新しい姿がそこにあります。

但し、このプランをあまりにも早い段階で実現してしまうと、多くの問題が浮上してきそうです。現職教職員の皆さんの働き場所が一挙なくなる問題もその一つですし、国の35人学級と県の25人学級の動向によっては、普通教室や市担教員の不足が新たな課題となります。児童生徒数の減少と学校数の縮減との間には、市民のご納得がいただけるよう、整合性を図っていく必要性もあります。

県内各地の市町村では、短期間で1/3にまで学校数を減らしたため、定住地近くの学校に勤務できず、片道20km以上の学校に何年も通う遠距離通勤の教職員が増えました。中学校では教科の絡みがあるため、その距離は更に増します。同様の状況が本市でも一挙に始まると、教科によっては、甲州市や笛吹市にまで通う方が出てきそうです。公務員ですから命じられた学校に勤務するのは当然ですが、幼児や高齢の親をお持ちの教職員にとっては働き辛さが増すでしょうし、女性教職員の若年退職やベテラン教諭の早期退職等が教職員集団の年齢構成のバランスを崩す要因ともなり、学校改革の推進力を弱めることにも繋がりがかねません。少子化対策を具現化した舞台裏には、それを支えるために起こる新たな少子化問題が潜んでいることは、よくあることです。

しかし、そうは言っても、都留文科大学を中心としたこの「教育首都つる・ネオ構想（仮称）」は、子どもたちにとっても、また、多くの教職員の皆さんにとっても、自らの学びや成長が得られる新学園都市構想となることは確かです。全国に誇れる先進教育推進の学校群で一度は働いてみたいと考える、魅力あふれる構想であることは間違いないはずです。当然、そこで学ぶ子どもたちも、そこで働く先生方も、そして保護者や地域住民の皆さんも、やる気漲る、協力・協働の機運が高まり、市民レベルで新時代を夢見る元気と笑顔に溢れることでしょう。

そして、そう遠くない先に、その魅力がプラスの相乗効果を生み、人口グラフが何十年かぶりに右肩上がりとなる『チーム都留』の勝利宣言を、市を挙げて祝う日が来ることを、大いに期待したいものです。

B. 小学校の優先的な適正配置

【要件】

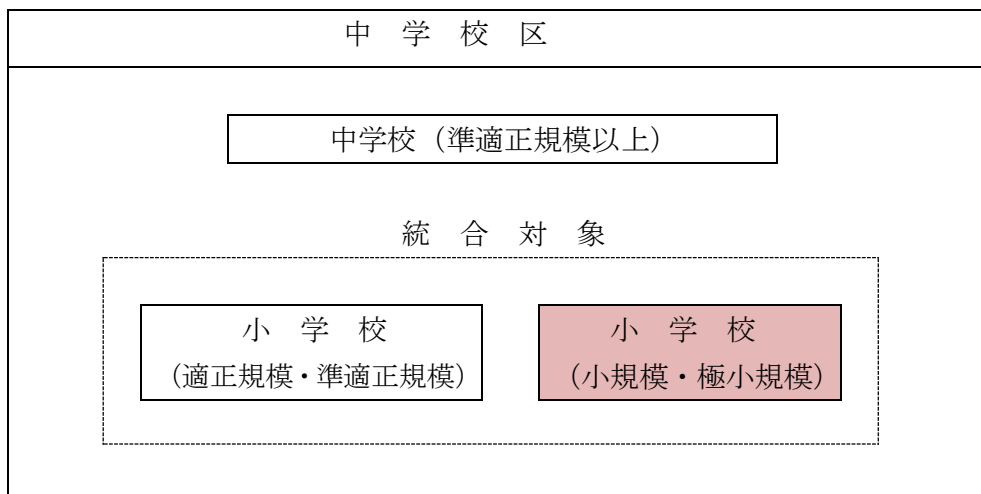
- 中学校は、準適正規模（6～11学級）以上の規模が確保されている地域
- 小規模（11学級以下）の小学校が存在する地域で、下記の「子どもたちにとって望ましい学習環境」を満たさなくなってきた学校
 - ・ 望ましい学級規模とは ⇒ 上限；県規準による。
下限；互いに磨き合える教室；4人×3班を単式下限
下限基準未満となった場合、適正化対象。地域と教育
委員会は話し合いに入る。
 - ・ 望ましい学級数とは ⇒

小学校⇒多様な人間関係を形成できる+逃げ場ともなり得る
＝ できれば同学年複数学級が望ましい

【方策】

- 小学校の規模の適正化を優先し、第一に同一中学校区内の小学校との統合を検討します。
- 地域の実情を踏まえて、通学区域の調整や異なる中学校区の小学校との統合も柔軟かつ慎重に検討します。

【イメージ】



C. 小中一貫教育校化による適正配置

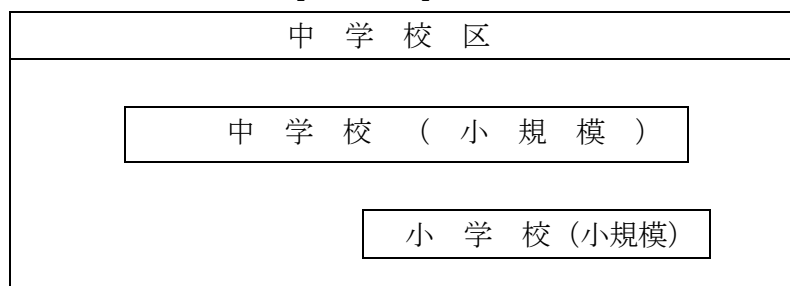
【要件】

- 国基準での小規模（11学級以下）の小・中学校が存在する地域
 - ・隣接する中学校間の距離が概ね4 km以上など、地理的条件の課題が多い
- 小・中学校が、比較的隣接している。
- 中学校の小規模化が著しく、学級減に伴い教科担任が十分に確保しにくい。免許外指導が増えている。

【方策】

- 第一に、小・中学校ともに統合の可能性を検討します。
- 地理的要因等から同一学校種の統合による適正規模化が困難であり、小規模校であっても存続することが望ましい場合は、小学校段階・中学校段階全体として集団規模を確保する観点から施設一体型を基本とする小中一貫教育校化を検討します。
- なお、小中一貫教育校化にあたっては、教育課程や指導形態の工夫、家庭・地域との連携・協働体制の構築など、小中一貫教育のメリットを最大限生かします。

【イメージ】



3) 適正化の対象校

具体的にどの小中学校が該当するかについての判断は、答申に示す「子どもたちにとって望ましい学習環境」の単式下限基準に基づき、市行政がこれを行います。企画案に対する市民のお声も伺います。

[今後は、令和2(2020)年度以降新入児童生徒算出の児童生徒数推計表に基づく、令和7(2025)年度までの推計を参考にしていきます。]

- 県の適正規模（標準学級数）を下回る学校を小規模校（6～11 学級以下；市としては準適正規模）とし、その中でも、特に、都留市独自の基準である「子どもたちにとって望ましい学習環境」に満たない学校を極小規模校とします。仮に、今後、適正化が進み、12 学級を上回る学校が出てきた場合、2～3 学級規模校を中規模校、4 学級以上の学校を大規模校とし、毎年度算出する児童生徒数推計を基に、対象校を設定します。
[教育委員会による推計は毎年度更新]

- 学級数は学級編成の県独自の弾力的運用（現名称「はぐくみプラン」）を基に、
令和3年度 小学校は、 1 年生：25 人
2 年生：30 人
3～6 年生：35 人（学級の実態に応じて 30 人）
中学校は、全学年：35 人

で算出していきます。

県のはぐくみプランでは、令和3年から小1だけ25人学級となることは決まっていますが、それ以降の計画には、まだ不確定要素が多い状況です。今後は、下記の国の動向と、それに伴う県の動向、及び、教員の獲得競争の激化状況等を見極めながら市として判断をしていきます。

< R2.12.17 時点で変化した国の新たな動向 >

政府はR2年12月17日、新型コロナウイルス対策で教室の「3密」回避などのため、小学校の「少人数学級」を拡充することを決めた。現行の1学級40人（小学1年は35人）としている上限人数を引き下げ、小学校全学年で35人とする。令和3年度から5年をかけ、学年ごとに段階的に移行する。大規模な引き下げは約40年ぶりで、文部科学省は令和3年の通常国会に上限人数を定めた義務標準法の改正案を提出する。なお、中学校については今後の検討課題となった。

35人学級化に伴い、教職員定数（基礎定数）も5年で約1万4千人増となるが、少子化に伴う児童数の減少や、現在政策判断で追加配置（加配定数）している教員から振り替えることで、大幅な追加財政負担は抑えられる見通し。

1学級の人数は現行小1のみ35人で、小2～中3は40人。法律制定当初の昭和34年度は50人だったが、39年度に45人、55年度に40人に引き下げられた。平成23年度には手厚い支援が必要とされる小1のみを35人とした。複数学年での引き

下げは昭和 55 年度以来となる。なお、この義務標準法の改正については、令和 3 年 2 月 2 日に令和 3 年より 7 年まで 5 年間をかけて、小 2～小 6 まで、上限を 35 人に移行していくことを閣議決定した。萩生田文科大臣は記者会見で、「これで終わりではなく、(中学生を対象にした)第 2 ステージに向けて準備をしたい」と述べている。
(ネットニュースより引用)

(1) 小学校[令和 7 (2025) 年度までの推計]

令和 2 年現在、国の標準学級数 12～18 学級を満たす学校は、谷一・東桂の 2 校のみです。しかし、この 2 校は、はぐくみプラン 35 人学級編制で算出しても既に 3 学級に届かぬ 2 学級規模に減少しています。今後、仮に 25 人学級が 6 学年まで進行したとしても、その恩恵により 3 学級規模に戻れる期間は一時的なものであり、児童数が 50 人を割り始める学年が全体の 2/3 に迫っている点から判断すると、この両校においても、中長期的に単式学級の学年の出現は十分にあり得ると考えられます。

現在の本市の学級規模は、国基準に照らすと、

◇大規模校 (学年 4 学級以上、全 24 学級以上) 0 校

◇中規模校 (学年 2～3 学級、全 12～18 学級) 2 校 (谷一・東桂)
※ 国基準による標準学級数を満たす適正規模校

◇小規模校 (学年 1～2 学級、全 6～11 学級) 4 校 (谷二・宝・禾一・禾二)
※ 県及び市の基準による準適正規模校

この内、4 人×3 班=12 人の下限目安ぎりぎりの学級が出現し始め、
極小規模校に近づいている学校 2 校 (谷二・宝)

◇極小規模校 (望ましい学習環境を満たさない、
または、複式がある 6 学級未満校) 2 校 (旭 ; R2 年度複式 2 組、
R3 年度も複式 2 組)
(附属 ; R2 年度複式 1 組
R3 年度複式 2 組)

市内小中学校の現在の学級規模の詳細については、再度の掲載となりますが、次頁の表 6・表 7 を参照してください。

< 小8校の学校規模の現状分類表 >

表6 就学前幼児数調査票に基づく就学予定児童数（R3.10.29/R4年度就学通知発送時に更新）

□印は4人×3 or 4班=12以上16人未満、○印は4人×3班=12人未満、無印は4人×4班=16人以上、を表す。

また、**⑧** **④** のように太線で囲まれている場合は、合わせても12人以下の複式学級を表す。（通常学級児童数）

谷 一 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	37	67	45	68	56	58	331
3	56	37	65	44	66	56	324
4	46	59	37	66	45	67	320
5	44	46	59	37	66	45	297
6	38	44	46	59	37	66	290
7	46	38	44	46	59	37	270
8	32	46	38	44	46	59	265
9	27	32	46	38	44	46	233

宝 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	18	12	18	24	13	20	105
3	13	19	13	19	24	13	101
4	12	13	19	13	19	24	100
5	16	12	13	19	13	19	92
6	7	16	12	13	19	13	80
7	15	7	16	12	13	19	82
8	5	15	7	16	12	13	68
9	8	5	15	7	16	12	63

谷 二 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	17	21	15	18	19	19	109
3	17	18	20	15	18	19	107
4	16	17	18	20	15	18	104
5	8	16	17	18	20	15	94
6	8	8	16	17	18	20	87
7	13	8	8	16	17	18	80
8	8	13	8	8	16	17	70
9	12	8	13	8	8	16	65

禾 一 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	40	43	44	50	37	33	247
3	51	40	44	45	50	37	267
4	44	50	39	44	44	51	272
5	45	44	50	39	44	44	266
6	44	45	44	50	39	44	266
7	42	44	45	44	50	39	264
8	47	42	44	45	44	50	272
9	44	47	42	44	45	44	266

文 大 附 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	5	7	8	4	8	10	42
3	2	6	7	8	4	8	35
4	7	2	5	7	8	4	33
5	9	7	2	5	7	8	38
6	7	9	7	2	5	7	37
7	5	7	9	7	2	5	35
8	4	5	7	9	7	2	34
9	4	4	5	7	9	7	36

禾 二 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	23	26	21	17	23	29	139
3	22	24	27	21	17	23	134
4	21	21	24	26	21	16	129
5	23	21	21	24	26	21	136
6	24	23	21	21	24	26	139
7	19	24	23	21	21	24	132
8	34	19	24	23	21	21	142
9	20	34	19	24	23	21	141

東 桂 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	56	52	43	53	51	58	313
3	46	56	53	43	52	52	302
4	50	46	55	53	42	54	300
5	41	50	46	55	53	42	287
6	46	41	50	46	55	53	291
7	54	46	41	50	46	55	292
8	41	54	46	41	50	46	278
9	33	41	54	46	41	50	265

旭 小							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
R2	1	4	7	5	3	4	24
3	0	1	3	7	5	3	19
4	4	0	1	3	7	5	20
5	2	4	0	1	3	7	17
6	7	2	4	0	1	3	17
7	6	7	2	4	0	1	20
8	3	6	7	2	4	0	22
9	1	3	6	7	2	4	23

旭小は令和2年度に、2・3年で1組、4・5年で1組、計2組の複式学級が発生しています。二つの学年の児童数を足しても12人以下となる複式学級には、県費教員は1人しか配置されません。よって、担任は二つの学年の授業を交互に一人で指導しなければなりません。市では、その複式を解消するため、市独自の予算で市担教員1名を追加配置し、令和2年度には旭小に2人、附属小に1人の市担教員を配置してきました。しかし、令和3年度からは旭小には引き続き2人を、附属小にも旭小と同様に2人の市担教員を配置することとなります。なお、表示されている新1年生の人数には、私立、県立支援学校、指定校変更、特別支援学級入級等の予定者も含まれているので、実際には、表示されている人数よりも、かなり少なくなります。

(2) 中学校[令和7(2025)年度までの推計]

令和2年現在、国の標準学級数12～18学級を満たす中学校は1校もございません。二中也満たさないのかと思われる方も多いかと思いますが、かつて、旧；禾生中(2学級規模)宝中(2学級規模)盛里中(2学級規模)の3校が統合され、これに旧谷村中の現二中学区の生徒が合流し6学級規模でスタートしたマンモス校都留二中也、現在は、国基準の学年4学級以上を満たせず、はぐくみ35人を適用しても一部の学年で3学級規模が出現しています。

令和3年1月現在の本市中学校の学級規模は、以下の通りです。

- ◇ 都留二中・・・ほぼ全学年4学級規模だが、3年のみ僅かに足りなく3学級規模
- ◇ 都留一中・・・全学年2学級規模
- ◇ 東桂中・・・全学年2学級規模

※ 3校とも、国の標準学級数(12～18学級)を満たしていません。その意味では、国レベルで見ると3校とも適正化対象校となります。但し、二中は、今後、禾一小・禾二小の児童数の増減が横ばい、ないしは、微増が期待されており、令和7年頃までの推計値を見る限り減少はないようです。しかし、一中と東中は、ともに準適正規模校(6～11学級)に位置づいていますが、平成元年以来、既に30年以上毎年続く減少に歯止めがかからず、学級数の不足に伴い、配置教科担任が足りず免許外指導が毎年1～2教科発生しています。また、同様の理由により部活動顧問も不足し、安全・安心を確保するための各部2名ずつの指導者を配置しきれっていません。そのため、かつて存在していた部の内、複数の部を休部や廃部にせざるを得ない状況に陥っています。

<中3校の学校規模の現状分類表>

表7 就学予定生徒数 (R3.5.28現在)

都 留 一 中					都 留 二 中					東 桂 中				
	1年	2年	3年	合計		1年	2年	3年	合計		1年	2年	3年	合計
R2	81	68	64	213	R2	116	110	103	329	R2	67	50	71	188
3	66	80	69	215	3	95	113	109	317	3	55	67	51	176
4	65	67	80	212	4	97	101	115	313	4	51	53	66	178
5	72	65	67	204	5	112	97	101	310	5	53	51	53	164
6	52	72	65	189	6	104	112	97	313	6	47	53	51	153
7	73	52	72	197	7	108	104	112	324	7	53	47	53	153
8	51	73	52	176	8	98	108	104	310	8	53	53	47	153
9	57	51	73	181	9	108	98	108	314	9	46	53	53	152

6 取組の進め方

1) 基本的な方針

- 地域の実情に即した最適な適正配置を実施するために、子どもたちにとって望ましい学習環境の改善を中心に据え、保護者や地域住民の方々に丁寧にご説明を申し上げ、合意形成を図っていきます。
- 円滑な合意形成に向け、各学校の保護者や地域住民との対話を起点に地域全体の合意形成へ移行するとともに、教育委員会は各段階における協議・検討等に主体的に参画します。
- 教育委員会や学校は、保護者や地域住民等の関係者と課題意識や改善に向けた見通しの共有を図るため、検討段階に応じて適切な情報提供・説明を行い、透明性のある取組みを進めます。

2) 基本的な進め方とイメージ図 【次々頁：イメージ図あり】

第1段階

- 各学校で、児童生徒数推計や学校規模の見通し等について、保護者や地域住民に適切な情報提供と説明を行い、学校規模の課題や必要性に関する理解を深めます。
- 目指すべき教育環境、学校や地域の実情、適正配置の方策等について保護者や地域住民にご説明と対話を重ねることで、教育環境の改善に向けた関係者間の意識の共有を図ります。
- 次のような取組が考えられますが、各学校・地域の実情を踏まえ適切な方法で進めます。
 - ・説明会や意見交換会の開催や必要に応じて更なる詳細なアンケート調査を実施します。但し、卒業後、市内同一中学校に入学する小学校同士の適正化に関しては、最初から学校適正配置（案）を提示・説明するところから入ります。しかし、本説明版冊子のP28のAパターン；複数の小・中学校による一体的な大規模適正配置のように市内全体を一斉に大きく配置し直す場合は、その必要性を裏付ける適切な情報提供と説明を行い、学校規模の課題や必要性に関する理解を深めた上で学校適正配置（案）の作成と提示及び説明を行います。
 - ・統合の規模や事前確認の必要度によって異なりますが、PTAや保護者会の組織の中に、適正配置を前向きに進める上で必要となる、該当校同士の話し合いの窓口として特別委員会や検討部会を設置していただく場合があります。（学校文化の違い、PTAの運営や活動の調整、保護者や地域住民が関わる今後の各種予定の確認等が必要な場合）
 - ・適正規模校や統合校の見学

第2段階

- P28のAパターン(大規模適正配置)の場合、学校規模の適正化や適正配置に関する理

解が深まり、子どもの教育環境の改善に向けた意識が醸成された段階で、教育委員会が「学校適正配置（案）」を作成・提示・説明を行います。

- 「学校適正配置（案）」には、検討の方法（A・B・C）や、統合の際は統合の組合せ、統合校の設置場所などの具体的な選択肢を提示し、地域における円滑かつ効率的な協議・検討を促進します。

第3段階

- 複数の学校に関連する学校適正配置について、地域全体で合意形成を図るため、地元代表協議会を設置します。但し、この地元代表協議会は、関係校同士で適正化がスムーズに進められ、双方で新たな学校を創っていくような合意が得られるよう、その歩み寄りを促すことを主目的とする協議会であっていただきたいと捉えています。
- 地元代表協議会へは次の方々の参画が考えられますが、「学校適正配置（案）」や地域の実情を踏まえて、保護者や地域住民と協議して設置します。

- ・対象校及び関係する小・中学校のPTA・保護者会、学校評議員の代表者
- ・町内自治会、青少年健全育成協議会等の代表者
- ・次世代の子どもの保護者となっていく現幼児の保護者代表や若者代表者複数名
- ・教育委員会は事務局として参画（可能であれば文大の先生方も）

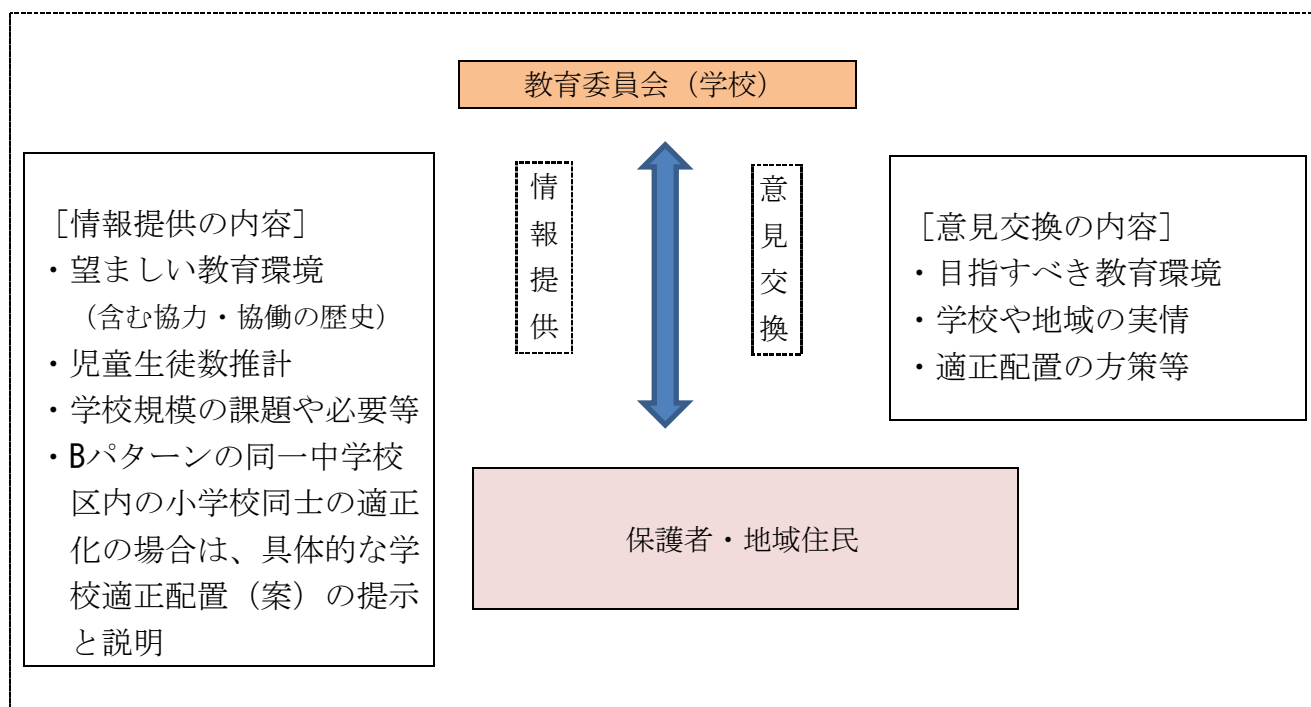
- 地元代表協議会の組織、運営方法、合意形成の手法等については、地域の実情を踏まえ保護者・地域住民と協働で構築していきます。
- 「学校適正配置（案）」を基に子どもの教育環境の改善を中心に協議・検討を行い、学校の有する様々な機能や地域の実情にも配慮した地域全体の方向性について合意形成を図り、「学校適正配置を前向きに進める上での要望書」を取りまとめ、教育委員会に提出していただきます。

第4段階

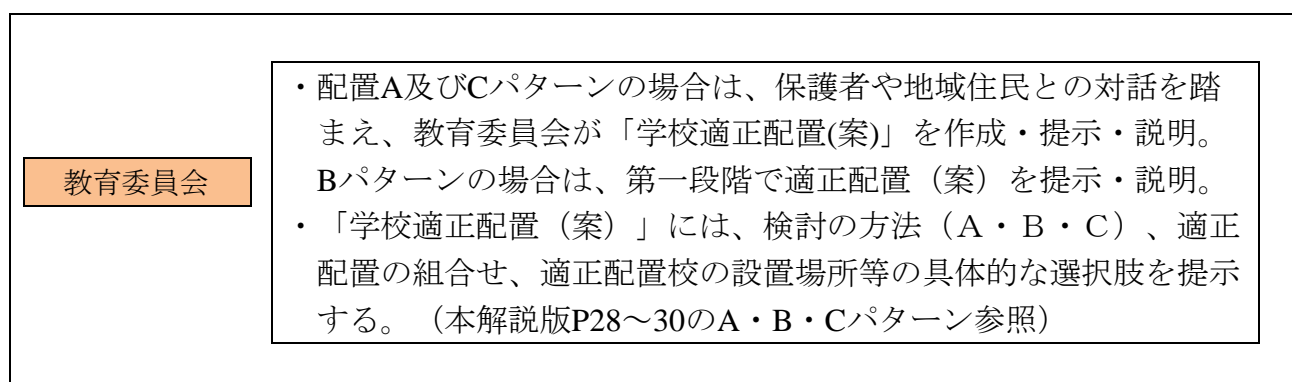
- 教育委員会は、要望書の内容を十分に考慮し、学校設置者として判断・決定し、具体的な取組を進めます。

第1段階：課題提起・意識の共有【各学校単位】

【イメージ図】



第2段階：適正配置（案）の作成

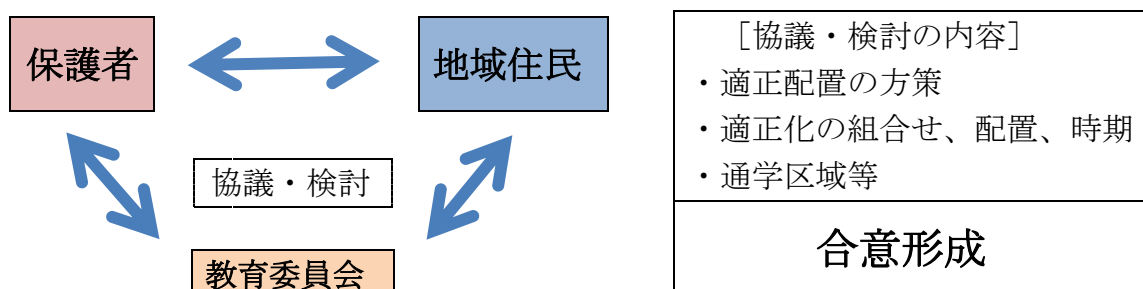


学校適正配置（案）

第3段階：地域全体の合意形成【複数校単位】

[地元代表協議会]

- ・小・中学校PTA・保護者会、学校評議員、町内自治会、幼児の保護者、若者代表、青少年育成委員会等、地域の実情に応じた代表者で構成し、教育委員会も事務局として参画（可能であれば必要に応じて文大の先生方）



地元代表協議会において合意形成を図り、「学校適正配置を前向きに進める上での要望書」を取りまとめ、教育委員会に提出していただく。



学校適正配置を前向きに進める上での要望書

第4段階 決定・実施

教育委員会 学校規模の適正化・適正配置に関する方策を決定し、具体的な取組みを推進する。

- ※ 上記の要望書は、あくまでも、適正配置をスムーズに進めるための確認事項や要望の取りまとめを主目的としたものであり、審議会のスタート地点まで遡り、適正化そのものの賛否について意見を集約するものではないと捉えていただきたい。
- ※ また、要望内容を、子どもを思うあまり必要以上に細かく規定してしまうと、その後、学校づくりに励む教職員や児童・生徒たちを困惑させる事例が多いことも確認しておきたい。子どもたち同士が歩み寄り、新たな学校創造へと校内の決まり事や慣習慣例を見直す際に、良かれと思った要望書がブレーキをかけたり、想像もしなかった新たな影響を生じさせたりする事例は、適正化後の反省事項に挙げられている。よって、この点については、十分に留意する必要がある。

<困惑例>

スクールバスのコースや停留所数・昇降時当人確認・我が子も乗せてほしい・凍結や降雪時の時間遅れや休業の連絡、地域行事参加公欠、慣習や慣例（親の送迎・服装や持ち物・宿題の量・PTA・児童会・生徒会の組織や運営、保護者参加行事数等）

3) 適正化に向けた準備

① 適正化準備会の設置

円滑な適正化の実現に向けて、「適正化準備会」を設置し、学校・家庭（保護者）・地域・行政の四者が協働して準備を進めます。

○適正化準備会の構成

P T A ・保護者会、地域関係者、学校関係者（校長・教頭・教務主任等）、教育委員会等の関係各課

○主な検討事項

- ・適正化までのスケジュールの確認と共有
- ・閉校式、開校式などの記念行事の調整
- ・通学路の安全対策
- ・適正化に関する説明会などの開催や調整
- ・校名、校章、校歌、P T Aの在り方、中学校の場合は制服などの検討

両校による適正化準備

- ・適正化後、すぐに児童生徒が安心して活気あふれる新しい学校生活を送ることができるように交流活動を実施するとともに、様々な準備を適切に進める。
- ・交流活動の計画、実施
- ・学校教育目標、教育課程、行事などの検討
- ・P T A ・保護者会組織の見直し
- ・学級編成
- ・教材、教具、備品などの調整

7 適正配置を契機とする教育環境の整備

＜市内全小中学校を対象とするような大規模適正配置の際の心構え＞

- 次代の都留を担う『チーム都留』の見方・考え方の必要性
それぞれの地域を牽引されてきた皆さんのご協力をいただき、どう新しい都留を創っていくのかを話し合う組織をつくる。（保護者や次世代の若者層にも多く入っていただく。必要に応じて審議会を指導してくださった都留文科大学の先生方にも入っていただけたら有難い。）
- この大人たちの姿勢が子どもたちの意識を変える。後々のことを考えて、適正後の約束を文書化しておきたいのは地元住民として当然の思いだが、過去の事例を確認する限り、細かく規定し過ぎると、後々子どもたちが苦しむ原因となりやすい点は各地の事例に報告されている。地域の歴史と文化をつなぐことはもちろん大切だが、共に新たな歴史と文化を創造していこうという発展的な動機づけと継続の強い意志、それを支え応援し続ける大人たちの期待感と実質的なバックアップこそ大事にしていきたい。
- 約束事が多くなり過ぎると、確かに後々子どもたちを悩ませる原因ともなることが

あるが、ある程度は触れておく必要はある。

- 新潟県聖籠町の例)；町立の旧聖籠中学校と旧亀代中学校の統合までの取組や新たな学校文化の創造を支えた大人達の協力・協働の姿勢を是非参考にしたい。
- 適正化後の行政支援・地域支援は、大人が決めたことにこだわらず、新たな学校づくりの当事者である子どもたちの視点で柔軟に対応を変えていく。

過去の事例に、約束事が反故にされていないか監視姿勢を強めていたことが、新しい学校づくりの士気高揚にブレーキをかけていたという反省点が挙げられる。統合したからこそ見えてくる約束事と実生活との不具合が、児童生徒・教職員を悩ませたという事例は意外に多い。統合によって、かえって不便になった、面倒になったという不満が、子ども同士では言葉に出しにくく、それを代弁する形で、保護者や地域住民同士のいがみ合いに発展した実例もある。最終的には、子ども同士が児童会や生徒会の話し合いで、決まりや慣習をワンストップ止揚させたり、ダウンさせて互いに楽にさせたりすることで解決に漕ぎつけている。新しい学校には、新しい感覚で考えた、新しいルールを創ることで幕引きができたという事例もある。いずれにしても、保護者や地域住民の思いが全面に出過ぎることなく、子どもたちや教職員の現場の発想を柔軟に取り入れ、より良いものに工夫改善して新たな学校を創っていけるように見守ってあげたい。

- 統合をはじめとする適正配置の取組は、教育活動や学校運営を充実・変革する大きな契機となることから、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう整備・検討を行う。

(1) 地域とともにある学校づくり

学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の教育活動を支援する仕組みの導入など、地域と学校により密接な連携・協働体制の構築を推進します。

適正化の手法として、特に、統合に際しては通学区域が拡大することや、一部の地域から学校がなくなることにより、統合後の学校と地域の関係が希薄化することのないよう十分に配慮します。例えば、放課後の学童保育は旧校舎の場所で継続的に運営していく、伝統的な祭り行事に新しい学校の児童生徒が暫定期間応援・参観をして交流を図る等が挙げられます。

(2) 通学路の安全確保

通学路の変更については、幹線道路、河川、バス、鉄道等の通学環境に十分に配慮し、安全な通学路の確保に向けて、適切な対策を行います。

- 通学路状況による安全施設の改善に向け、関係機関と協議
- スクールガード及び各種安全ボランティアによる見守り活動の実施
- 通学路や学区内の危険箇所などが明示された安全マップを作成

(3) 学校施設の整備充実

統合をはじめとする適正配置の取組と連動して、対象校の耐用年数や施設状況などに応じて、必要な改修・整備を行います。また、適正配置の検討にあたっては、学校施設の長寿命化計画との整合を図ります。

- 施設・設備面において機能的に新設校と同等程度の整備を実施（大規模改造を基本）

- 耐用年数、新たな学校での教育活動などから、大規模改造が適切でない場合には改築を検討します。
- インクルーシブ教育の観点等も踏まえ、多様な教育的支援に配慮した施設設備の充実を図ります。

(4) 教職員の配置

適正配置の取組と連動して、効果的な教職員配置を検討します。特に、統合に際しては児童生徒の環境の変化に配慮するとともに、円滑な移行と安定した学校運営が行われるよう教職員配置を行います。

- 統合前の教職員をバランスよく配置
- 統合に伴う教職員の加配
- スクールカウンセラーの定期配置・活用

(5) 子育て関連施策との連携

放課後子ども教室をはじめとする、学校教育や子どもの生活に密接な事業・活動について、関係機関と十分に連携を図り、円滑な移行を図ります。

8 学校跡施設の利活用 (適正化の選択肢によっては必要となる事項のため敢えて明記)

1) 跡施設の利活用検討の基本的な進め方

- 学校適正配置の実施に伴い生じる学校跡施設については、本市の貴重な公有財産として、中長期的なまちづくりの視点から、人口・世代構成や周辺施設の状況、地域住民の要望及び費用対効果などを総合的に勘案し、市役所内担当部局を中心に全庁横断的に検討を進めます。
- なお、学校跡施設の利活用の検討は、「子どもたちのより良い学習環境・教育環境の整備と教育の質の充実」を目的とする学校規模の適正化や適正配置の取組とは直接的に整合しないことから、「学校の適正化」と「跡施設の利活用」に係る検討は明確に区別して進めます。
- 一方で、跡施設の利活用を円滑に進めることは重要であることから、統合を始めとする適正化の決定により学校が跡施設となることが決まり次第、速やかに、適正化に向けた準備と並行して跡施設の利活用に係る取組を地域住民の理解を得ながら進めます。

2) 跡施設の管理について

- 跡施設の利活用が決定するまでの期間は、本市で適切な施設管理を行います。また、本格的な利活用や施設管理に支障のない範囲で、統合校や周辺校の教育活動で活用することや学校体育施設開放などの事業を暫定的に継続することについても検討します。
- なお、暫定的な利用継続については、跡施設の利活用が決定するまでの期間とします。

【 あ と が き 】

これは、市の人口ビジョン第2版の一部です（H31年1月総務部企画課）。記されている内容は、信憑性の高い統計データによる、私たちのふるさと都留市が抱える近未来の現実的課題です。私たち市民は、これをみんなで共有し、解決に向けてみんなで立ち向かっていかななくてはなりません。

都

都留市まち・ひと・しごと創生

5. 都留市の人口分析まとめ

(1) 人口減少・少子高齢化の進展

本市は、戦後から平成22（2010）年にかけて、2段階の人口増を経験しました。この両時期には、工場の立地やリニア建設などが伴っており、本市の人口増加は産業と共にあったと言えます。そして、人口は順調に増加し、平成12（2000）年に35,513人に到達しました。しかし、これ以降、人口は減少に転じています。

また、自然増減については、平成5（1993）年をピークに出生者数が減少を続ける一方で、死亡者数は一貫して増加し続け、平成16（2004）年には、国全体よりも1年早く死亡者数が出生者数を上回り、以後自然減の状態が継続して続いています。

しかしながら、本市の高齢化率は平成27（2015）年時点で25.6%となっており、国の26.8%より若干ですが低くなっています。これは、本市の特長ともいえる大学の学生が市内に居住していることが大きく影響しており、大学の存在は本市の人口構成上非常に重要であると言えます。

とはいうものの、本市の人口は前回推計時に比較しても急激に減少しており、また、自然増（出生数増）への短期間での転換は非常に難しいことから、大学の学生数の増加や雇用創出による社会増が今後大きく変化しない限り、本市においても人口減少・少子高齢化はさらに進展していくことと考えられます。

(2) 社会増減による人口への影響

本市は、全国から毎年大学への入学生が移り住みます。若い世代が地域に多く居住することは、まちの賑わいを始め、商業・経済活動にも大きな影響を与えています。しかしながら、全国から集まり、4年間を本市で過ごした都留文科大学の学生たちもまた、卒業に伴って故郷へのUターンや、都心部への就職によって市外へ転出していくことが常態化しています。

また、本市で生まれ育って高校卒業を迎える子ども達は大学進学や就職を機に「都留文科大学の入学生と入れ替わる形で」市外へと転出することが多く、市内及び周辺自治体に大きな産業が立地していないことから、大学卒業後も都留市へのUターン就職を選択する方はそう多くありません。

このようなことから、本市の25歳以上の若年世代の人口は、増加しないまま推移しており、子どもを産み、育てるという人口増に期待のかかる世代が少ないという結果となっています。本市では、リニア実験線の建設期間中を除き、一貫して社会減（転出者数>転入者数）の状態が継続しており、平成24～29年の社会増減の平均も、1,000人あたり-3.23人となっています。現在のまま出生者数が増加せず、転出超過の状態が継続することは、死亡者数の増加と若年世代の減少があいまって、急激な人口減少をもたらす可能性があります。

2年前にスタートした本審議会は、2ヶ月に1回の頻度で9回の話し合いを経てこの答申に至りました。第1回では、審議会の立ち位置と目指す方向性を共有しておくため、学校教育変遷の背景となってきた都留の歴史や文化をスライドで振り返りました。何となく知っていた地元の歴史知識

に刺激をいただき、新たな発見と驚きがいくつもありました。それら全てを網羅することはできませんが、戦国の時代から振り返っただけでも、私たちの祖先は、周囲に振り回されない独自の分析と判断により主体的に行動し、自分たちのプライドや幸せだけでなく、今で言えば、SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）の「誰一人取り残すことなく」を思わせるような地域社会の成長と発展のために決断し、自立・協働・創造を貫いてきたことが分かりました。

例えば、武田騎馬隊の一つとして郡内を治めていた小山田氏は、谷村の里に入る前は、町田街道沿い相模原市内の小山田の荘で馬を飼い慣らし京に送っていた別当の役職に就いていたそうです。執権北条氏に敗れ、やがてその兄弟の一人が郡内を掌握し武田二十四将の一つに数えられるようになった最終末、織田氏に追い詰められた勝頼を岩殿城に迎え入れなかった行為は、国中の人々の評価をがらりと変えました。武田氏滅亡後は、甲斐の国を敢えて国中と郡内に二分するような表現で、郡内は、国中だけでなく、織田方の関係者からも裏切り者扱いの汚名をいただくこととなりました。しかし、実際のところは、小山田氏の武田氏に対する立場は、武田に絶対的に従わなければならない家臣というよりは、武田とほぼ同等の力を有する同盟国であったことも確かだったのです。新たな時代考察による歴史観では、小山田氏の判断は、郡内の一族郎党を守るために正しかったこと、党首やその血縁の濃い親族のプライドや思いばかりが優先し、農民も含め一族郎党が全滅するような判断は、下剋上の当時でも、あってはならないものだったことを現代の歴史家は分析しています。最近のNHK大河ドラマの中でも、これと似た時代考察により、かつての分析とは異なる、新たな見方で展開する時代劇が増えています。みんなの命を守ることを、心を鬼にして決断された小山田の党首の苦しみはいかばかりだったかと、今だから振り替えられる史実です。

明治以降を見ても、都留は国や県、また、他市町村の動向によって右往左往するまちではなかったことがよくわかりました。お膝元の実態をしっかり把握・分析して、独自の対策・施策を打ち出してきたまちです。時と場合によってはご批判をいただくこともあったでしょうが、時代の流れと発展に必要なことは時期を逃さず決断してきた本市の歴史に誇りを感じます。第二次世界大戦後すぐの動乱期に、市立でありながら全国に名を馳せる都留文科大学を創立させ、今もなお大きく発展させているのは、ある意味、快挙とも言えるのではないのでしょうか。

「教育首都つる」として「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」を目指す本市は、今後、更に、「ここで 学びたい 学ばせたい 暮らしたい」という思いを、市内は勿論、市外・県外の皆さんにも感じていただけるような思い切った工夫と改善が必要と考えます。ここで生まれ育った子どもたちが結果的に都留市を離れることになってしまっても、ふるさと都留を愛し、次なる場所で新たな自立・協働・創造を目指し、IB（国際バカロレア）の精神やグローバルな見識を併せ持つ素敵な未来市民を育成するためにも、子どもたちにとって望ましい教育環境・学習環境の答え探しは本審議会に課せられた大きな課題でした。そして、私たちは、これを具体的な基準と根拠で示し、目指す方向性を明らかにするための議論を深めてまいりました。責任の重さ、辛さ、難しさを感じながらも、それぞれの置かれた立場を代表し、また、地元都留市に住むごく普通の市民の一人として、親として、子どもたちの将来と、都留市の未来を考える立場で一生懸命に意見を交わしてまいりました。答申の内容によっては、市民の皆様から厳しいお声を頂戴することもあるかと存じますが、今、改めて決意を新たにし、ここに審議会としての意見を答申させていただきます。

なお、これまで懇切丁寧にご指導をいただきました都留文科大学の先生方と関係諸氏に心からの感謝を申し上げ、あとがきとさせていただきます。

資料編

資料1 学校規模の推移（山梨県全域）

（1）これまでの山梨県公立小・中学校適正配置の取組

小学校の廃校一覧

出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

山梨県公立小学校の廃校一覧は、山梨県内の小学校のうち、現在までに廃校となっているものの一覧。対象となるのは、学制改革（1947年）以降に廃校となった小学校、および分校である。なお、名称は廃校当時のもの。廃校時に小学校（分校）が所在していた自治体がある後、合併によって消滅している場合は、現行の自治体に含める。また休校中の県内の小学校や分校は公式には存続していることとなっているが、現在休校中のそれらは事実上廃校となっているものが多いため、便宜上本項に記載する。

（）内は、廃校になった年、統合先の小学校である。特に月日が表記されていないものは、3月31日閉校とする。

甲府市

- 甲府市立黒平小学校（1978年）
- 甲府市立宮本小学校（1984年）
- 甲府市立相生小学校（2005年統合により甲府市立舞鶴小学校へ）
- 甲府市立穴切小学校（同上）
- 甲府市立春日小学校（同上）
- 甲府市立上九一色小学校（2008年甲府市立中道南小学校へ統合）
- 甲府市立富士川小学校（2011年琢美小と統合し甲府市立善誘館小学校へ）
- 甲府市立琢美小学校（2011年富士川小と統合し善誘館小へ）

都留市

- 都留市立宝小学校御座石分校（1961年）
- 都留市立与縄小学校（1967年都留市立禾生第一小学校へ統合）
- 都留市立宝小学校平栗分校（1979年）

山梨市

- 山梨市立堀之内小学校（2007年山梨市立八幡小学校へ統合）
- 山梨市立牧丘第一小学校柳平分校（2007年休校）
- 山梨市立牧丘第一小学校（2016年統合により山梨市立笛川小学校へ）
- 山梨市立牧丘第二小学校（同上）
- 山梨市立牧丘第三小学校（同上）
- 山梨市立三富小学校〈2代目〉（同上）
- 牧丘町立牧丘第一小学校袖口分校（1958年）

牧丘町立牧丘第三小学校塩平季節分校（1965年）
三富村立三富小学校〈初代〉（1980年川浦小と統合し三富小〈2代目〉へ）
三富村立川浦小学校（1980年三富小〈初代〉と統合し三富小〈2代目〉へ）

大月市

大月市立藤崎小学校（1960年大月市立猿橋小学校へ統合）
大月市立大月西小学校間明野分校（1964年）
大月市立浅川小学校奈良子分校（1966年葛野小〈現：大月市立七保小学校〉へ統合）
大月市立小沢小学校（1969年猿橋小へ統合）
大月市立浅利小学校（2008年大月市立大月東小学校へ統合）
大月市立畑倉小学校（同上）
大月市立瀬戸小学校（2009年七保小へ統合）
大月市立上和田小学校（同上）
大月市立笹子小学校（2010年大月市立初狩小学校へ統合）
大月市立宮谷小学校（2011年猿橋小へ統合）
大月市立梁川小学校（2011年大月市立鳥沢小学校へ統合）
大月市立下和田小学校（2012年猿橋小へ統合）
大月市立大月西小学校（2016年大月東小へ統合）
大月市立強瀬小学校（同上）

韮崎市

韮崎市立円野小学校（1978年統合により韮崎市立韮崎北西小学校へ）
韮崎市立清哲小学校（同上）
韮崎市立神山小学校（同上）
韮崎市立甘利小学校〈旧〉（1983年統合により韮崎市立甘利小学校〈新〉へ）
韮崎市立大草小学校（同上）
韮崎市立龍岡小学校（同上）
韮崎市立藤井小学校（1990年統合により韮崎市立韮崎北東小学校へ）
韮崎市立中田小学校（同上）
韮崎市立穴山小学校（同上）

南アルプス市

若草町立三恵小学校（1971年統合により南アルプス市立若草小学校〈当時：若草町立〉
三恵教場となり、1973年新校舎へ移転）
若草町立鏡中条小学校（1971年若草小鏡中条教場となり、1973年廃止）
若草町立藤田小学校（1971年若草小藤田教場となり、1973年廃止）

北杜市

北杜市立増富小学校（2012年北杜市立須玉小学校へ統合）
北杜市立長坂小学校〈旧〉（2013年統合により北杜市立長坂小学校〈新〉へ）
北杜市立日野春小学校（同上）
北杜市立秋田小学校（同上）
北杜市立小泉小学校（同上）
高根町立高根東北小学校（1974年八ヶ岳小と統合し北杜市立高根清里小学校〈当時：高根町立〉へ）
高根町立八ヶ岳小学校（1974年高根東北小と統合し高根清里小へ）
長坂町立清春小学校（1975年長坂小〈旧〉へ統合）
明野村立朝神小学校（1975年統合により北杜市立明野小学校〈当時：明野村立〉へ）
明野村立上手小学校（同上）
明野村立小笠原小学校（同上）
小淵沢町立小淵沢東小学校（1975年小淵沢西小と統合し北杜市立小淵沢小学校〈当時：小淵沢町立〉へ）
小淵沢町立小淵沢西小学校（1975年小淵沢東小と統合し小淵沢小へ）
須玉町立江草小学校（1985年統合により須玉小へ）
須玉町立津金小学校（同上）
須玉町立岩下小学校（同上）
須玉町立穂足小学校（同上）
須玉町立多麻小学校（同上）
須玉町立若神子小学校（同上）
須玉町立北小学校（1988年東北小と統合し増富小へ）
須玉町立東北小学校（1988年北小と統合し増富小へ）

甲斐市

敷島町立睦沢小学校（1978年敷島小の一部および吉沢小と統合し甲斐市立敷島北小学校〈当時：敷島町立〉へ）
敷島町立吉沢小学校（1978年敷島小の一部および睦沢小と統合し敷島北小へ）
敷島町立清川小学校大明神分校（1979年3月31日休校、1986年敷島北小へ統合）
敷島町立清川小学校（1986年敷島北小へ統合）

笛吹市

御坂町立御坂東小学校藤野木分校（1965年）
八代町立八代小学校〈旧〉（1982年御所小と統合し笛吹市立八代小学校〈当時：八代町立〉へ）
八代町立御所小学校（1982年八代小〈旧〉と統合し八代小〈新〉へ）
境川村立境川小学校寺尾分校（1991年休校、1995年廃校）

上野原市

上野原市立大目小学校（2011年統合により上野原市立上野原西小学校へ）
上野原市立甲東小学校（同上）
上野原市立沢松小学校（同上）
上野原市立四方津小学校（同上）
上野原市立大鶴小学校（2012年上野原市立上野原小学校へ統合）
上野原市立柵原小学校（同上）
上野原市立上野原西小学校和見分校（2011年甲東小和見分校から改称、2014年廃校）
上野原町立島田小学校田野入分校（1980年）
秋山村立栗谷小学校（2001年統合により上野原市立秋山小学校〈当時：秋山村立〉へ）
秋山村立桜井小学校（同上）
秋山村立浜沢小学校（同上）

甲州市

甲州市立大和小学校天目分校（休校）
甲州市立神金第二小学校（休校）
甲州市立神金第二小学校落合分校（休校）
甲州市立松里小学校滑沢分校（1974年休校、2012年廃校）
甲州市立大和小学校共和分校（1982年休校）
甲州市立勝沼小学校深沢分校（1990年休校）
塩山市立塩山小学校（1955年甲州市立塩山南小学校と甲州市立塩山北小学校〈いずれも当時：塩山市立〉へ分割）

西八代郡

市川大門町立市川小学校〈旧〉（1966年高田小と統合し市川大門町立市川高田小学校〈現：市川三郷町立市川小学校〉へ）
市川大門町立高田小学校（1966年市川小〈旧〉と統合し市川高田小へ）
市川大門町立市川南小学校南分校（2002年）
三珠町立下九一色小学校下芦川分校（1974年）
三珠町立下九一色小学校（1979年市川三郷町立上野小学校〈当時：三珠町立〉へ統合）
六郷町立山宮小学校（1955年市川三郷町立六郷小学校〈当時：六郷町立〉へ統合）
六郷町立楠甫小学校（同上）
六郷町立六郷小学校岩下分校（1964年）
六郷町立落居小学校（2000年六郷小へ統合）

南巨摩郡

早川町立西山小学校奈良田分校（1963年）
早川町立硯島小学校大島分校（1966年本建小へ統合）

早川町立本建小学校（1968年五箇小と統合し早川町立早川南小学校へ）
早川町立五箇小学校（1968年本建小と統合し早川南小へ）
早川町立三里小学校茂倉分校（1969年）
早川町立硯島小学校室畑分校（1973年）
早川町立西山小学校（1977年三里小と統合し早川町立早川北小学校へ）
早川町立三里小学校（1977年西山小と統合し早川北小へ）
早川町立都川小学校（1982年早川北小へ統合）
早川町立硯島小学校（1983年早川南小へ統合）
身延町立大須成小学校大塩分校（1958年）
身延町立下山小学校栗倉分校（1960年）
身延町立豊岡小学校横光分校（1961年）
身延町立帯金小学校（1972年大和小と統合し身延町立大河内小学校となり、1973年身延東小へ改称、2007年大河内小へ再改称）
身延町立大和小学校（1972年帯金小と統合し大河内小へ）
身延町立豊岡小学校清子分校（1990年）
身延町立豊岡小学校（2010年身延町立身延小学校へ統合）
身延町立西嶋小学校（2012年静川小と統合し身延町立西島小学校へ）
身延町立静川小学校（2012年西嶋小と統合し西島小へ）
身延町立久那土小学校（2017年西島小と統合し身延町立身延清稜小学校へ）
身延町立西島小学校（2017年久那土小と統合し身延清稜小へ）
身延町立下山小学校〈旧〉（2017年統合により身延町立下山小学校〈新〉へ）
身延町立下部小学校（同上）
身延町立原小学校（同上）
下部町立久那土小学校道分校（1963年）
下部町立下部小学校一色分校（1964年）
下部町立下部小学校湯町分校（1966年）
下部町立下部小学校高島分校（1966年）
下部町立下部小学校杉山分校（1967年）
下部町立下部小学校長塩分校（1967年）
下部町立久那土小学校上田原分校（1967年）
下部町立古関小学校折八分校（1973年）
下部町立古関小学校磯分校（1973年）
下部町立古関小学校根子分校（1973年）
下部町立三保小学校（1987年身延町立久那土小学校〈当時：下部町立〉へ統合）
下部町立古関小学校（2001年久那土小へ統合）
中富町立大須成小学校（1986年西島小へ統合）
中富町立大須成小学校大塩分校（同上）
中富町立曙小学校（2004年身延町立原小学校〈当時：中富町立〉へ統合）
南部町立栄小学校佐野分校（1977年）
富沢町立富河小学校楮根分校（1963年）
富沢町立富河小学校徳間分校（1964年）
富沢町立陵草小学校（1969年南部町立万沢小学校〈当時：富沢町立〉へ統合）

富士川町立五開小学校（2010年富士川町立鰺沢小学校へ統合）
富士川町立鰺沢中部小学校（2014年鰺沢小へ統合）
富士川町立増穂西小学校（2015年富士川町立増穂小学校へ統合）
鰺沢町立五開小学校長知沢分校（1959年統合により鰺沢中部小へ）
鰺沢町立五開小学校箱原分校（同上）
鰺沢町立鰺沢小学校鬼島分校（同上）
鰺沢町立大同小学校鹿島分校（同上）
鰺沢町立五開小学校十谷分校（1981年）

南都留郡

道志村立道志小学校月夜野分校（1987年）
道志村立道志小学校〈旧〉（1999年統合により道志村立道志小学校〈新〉へ）
道志村立唐沢小学校（同上）
道志村立善之木小学校（同上）
道志村立道志小学校久保分校（同上）

北都留郡

小菅村立小菅小学校長作分校（1992年10月）
小菅村立小菅小学校白沢分校（2006年10月）
丹波山村立鴨沢小学校（1983年3月31日丹波山村立丹波小学校へ統合）

中学校の廃校一覧

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

山梨県公立中学校の廃校一覧は、山梨県内の中学校のうち、現在までに廃校となっているものの一覧。対象となるのは、学制改革(1947年)以降に廃校となった中学校、および分校である。なお、名称は廃校当時のもの。廃校時に中学校(分校)が所在していた自治体がある後、合併によって消滅している場合は、現行の自治体に含める。また休校中の県内の中学校や分校は公式には存続していることとなっているが、現在休校中のそれらは事実上廃校となっているものが多いため、便宜上本項に記載する。

甲府市

- 甲府市立池田中学校(1948年5月甲府市立西中学校へ統合)
- 甲府市立貢川中学校(1949年甲府市立西中学校へ統合)
- 甲府市立相川中学校(1951年甲府市立北中学校へ統合)
- 甲府市立千塚中学校(同上)
- 甲府市立里垣中学校(1952年5月甲府市立東中学校へ統合)
- 甲府市立甲運中学校(1959年甲府市立東中学校へ統合)
- 甲府市立玉諸中学校(1963年甲府市立東中学校へ統合)
- 甲府市立千代田中学校(1964年甲府市立北中学校へ統合)
- 甲府市立黒平中学校(1966年甲府市立北中学校へ統合)
- 甲府湯田中学校(私立、1964年休校)
- 中道町立中道南中学校(1965年統合により甲府市立笛南中学校〈当時:中道町豊富村中学校組合立〉へ)
- 中道町立中道北中学校(同上)
- 豊富村立豊富中学校(同上)

都留市

- 都留市立谷村中学校(1965年都留市立都留第一中学校と都留市立都留第二中学校に再編)
- 都留市立宝中学校(同上)
- 都留市立禾生中学校(同上)
- 都留市立盛里中学校(同上)

山梨市

- 山梨市立山梨中学校(1968年9月1日統合により山梨市立山梨南中学校へ)
- 山梨市立加納岩中学校(同上)
- 山梨市立日川中学校(同上)
- 山梨市立日下部中学校(1971年9月30日八幡中と統合し山梨市立山梨北中学校へ)
- 山梨市立八幡中学校(1971年9月30日日下部中と統合し山梨北中へ)
- 牧丘町立牧丘第一中学校(1968年統合により山梨市立笛川中学校〈当時:牧丘町三富村中学校組合立〉へ)
- 牧丘町立牧丘第二中学校(同上)
- 牧丘町立牧丘第三中学校(同上)
- 三富村立三富中学校(同上)

大月市

- 大月市立笹子中学校(1987年初狩中と統合し大月第一中へ)
- 大月市立初狩中学校(1987年笹子中と統合し大月第一中へ)
- 大月市立七保第一中学校(2003年七保第二中と統合し七保中へ)
- 大月市立七保第二中学校(2003年七保第一中と統合し七保中へ)
- 大月市立梁川中学校(2006年富浜中へ統合)
- 大月市立七保中学校(2008年大月市立猿橋中学校へ統合)
- 大月市立大月第一中学校(2014年大月市立大月東中学校へ統合)
- 大月市立富浜中学校(2016年猿橋中へ統合)

韮崎市

- 韮崎市立穂坂中学校(1963年統合により韮崎市立韮崎東中学校へ)
- 韮崎市立藤井中学校(同上)
- 韮崎市立新府中学校(同上)
- 韮崎市立韮崎中学校(1966年甘利中と統合し韮崎市立韮崎西中学校へ)
- 韮崎市立甘利中学校(1966年韮崎中と統合し韮崎西中へ)

南アルプス市

- 飯野村立飯野中学校(1951年西野中と統合し巨摩町外2ヶ村組合立巨摩中学校〈現:南アルプス市立白根巨摩中学校〉へ)
- 西野村立西野中学校(1951年飯野中と統合し巨摩中へ)

- 橿形町立小笠原中学校(1956年統合により南アルプス市立橿形中学校〈当時:橿形町立〉へ)
- 橿形町立榊中学校(同上)
- 橿形町立峡西中学校(同上)
- 橿形町立豊中学校(1963年橿形中へ統合)
- 若草村立三田中学校(1957年鏡中条中と統合し南アルプス市立若草中学校〈当時:若草村立〉へ)
- 若草村立鏡中条中学校(1957年三田中と統合し若草中へ)
- 甲西町立大南中学校(1957年峡西中と統合し南アルプス市立甲西中学校〈当時:甲西町立〉へ)
- 甲西町立峡西中学校(1957年大南中と統合し甲西中へ)
- 源村立源中学校(1961年八田中と統合し八田中・御勅使中学校組合立御勅使中学校〈現:南アルプス市立白根御勅使中学校〉へ)
- 御影村外二ヶ村学校組合立八田中学校〈旧〉(1961年源中と統合し御勅使中となり、1990年南アルプス市立八田中学校として再独立)

北杜市

- 小笠原村立小笠原中学校(1949年9月上手中と統合し組合立辺見中となり、1955年南中へ改称)
- 上手村立上手中学校(1949年9月小笠原中と統合し組合立辺見中となり、1955年南中へ改称)
- 明野村立南中学校(1960年北中と統合し北杜市立明野中学校〈当時:明野村立〉へ)
- 明野村立北中学校(1955年朝神中から改称、1960年南中と統合し明野中へ)
- 長坂町立長坂中学校〈旧〉(1966年峡北中と統合し北杜市立長坂中学校〈当時:長坂町立〉へ)
- 長坂町立峡北中学校(1966年長坂中〈旧〉と統合し長坂中〈新〉へ)
- 須玉町立津金中学校(1968年北杜市立須玉中学校〈当時:須玉町立〉へ統合)
- 須玉町立増富中学校(2004年須玉中へ統合)

甲斐市

- 塩崎村立塩崎中学校(1953年1月20日登美中と統合し塩崎村外1カ村中学校組合立塩崎登美中学校〈現:甲斐市立双葉中学校〉へ)
- 登美村立登美中学校(1953年1月20日塩崎中と統合し塩崎登美中へ)
- 竜王町立竜王中学校〈旧〉(1959年玉幡中〈旧〉と統合し甲斐市立竜王中学校〈当時:竜王町立〉へ)
- 竜王町立玉幡中学校〈旧〉(1959年竜王中〈旧〉と統合し竜王中〈新〉となり、1984年再独立)
- 敷島町立清川中学校(1962年甲斐市立敷島中学校〈当時:敷島町立〉へ統合)

- 敷島町立睦沢中学校(同上)
- 敷島町立吉沢中学校(1963年敷島中へ統合)
- 日本航空高等学校附属中学校(私立、2012年4月休校)

笛吹市

- 笛吹市立芦川中学校(2009年笛吹市立浅川中学校へ統合)
- 錦生村立錦生中学校(1948年統合により錦生村・花鳥村・黒駒村学校組合立峡東中学校〈現:笛吹市立御坂中学校〉へ)
- 花鳥村立花鳥中学校(同上)
- 黒駒村立黒駒中学校〈初代〉(1948年統合により峡東中となり、1950年再独立、再廃校時期不明)
- 石和町立石和中学校〈旧〉(1950年甲運中と統合し笛吹市立石和中学校〈当時:石和町・甲運村組合立〉へ)
- 甲運村立甲運中学校(1950年石和中〈旧〉と統合し石和中〈新〉へ)
- 英村立英中学校(1957年石和中へ統合)
- 富士見村立富士見中学校(1961年石和中へ統合)
- 八代町立八代中学校(1974年境川中と統合し浅川中へ)
- 境川村立境川中学校(1974年八代中と統合し浅川中へ)

上野原市

- 上野原市立桐原中学校(2008年上野原市立上野原中学校へ統合)
- 上野原市立西原中学校(同上)
- 上野原市立巖中学校(2009年平和中と統合し上野原市立上野原西中学校へ)
- 上野原市立平和中学校(2009年巖中と統合し上野原西中へ)
- 上野原市立島田中学校(2014年上野原西中へ統合)
- 上野原町立大鶴中学校(1956年上野原中へ統合)
- 秋山村立秋山中学校(旧)(1964年栗谷中と統合し秋山村立日向中学校〈現:上野原市立秋山中学校〉へ)
- 秋山村立栗谷中学校(1964年秋山中〈旧〉と統合し日向中へ)
- 大目村立大目中学校(1951年9月1日甲東中と統合し平和中へ)
- 甲東村立甲東中学校(1951年9月1日大目中と統合し平和中へ)

甲州市

- 甲州市立神金第二中学校(休校開始時期不明)

西八代郡

- 市川大門町立高田中学校(1955年市川三郷町立市川中学校〈当時:市川大門町立〉へ統合)
- 市川大門町立市川東中学校(1969年市川町立山保中学校から改称、1996年市川中へ統合)
- 三珠町立上野中学校(1962年市川三郷町立三珠中学校〈当時:三珠町立〉へ統合)
- 三珠町立大塚中学校(同上)
- 三珠町立下九一色中学校(1979年三珠中へ統合)
- 岩間村立岩間中学校(1950年1月1日統合により市川三郷町立六郷中学校〈当時:岩間村他五か村組合立〉へ)
- 落居村立落居中学校(同上)
- 宮原村外二ヶ村組合立山宮中学校(同上)
- 楠甫村立楠甫中学校(同上)

南巨摩郡

- 早川町立本建中学校(1959年五箇中と統合し早川南中へ)
- 早川町立五箇中学校(1959年本建中と統合し早川南中へ)
- 早川町立硯島小中学校室畑分校(1973年)
- 早川町立西山中学校(1977年三里中と統合し早川北中へ)
- 早川町立三里中学校(1977年西山中と統合し早川北中へ)
- 早川町立硯島中学校(1983年都川中と統合し早川町立早川中学校へ)
- 早川町立都川中学校(1983年硯中と統合し早川中へ)
- 早川町立早川北中学校(1985年早川中へ統合)
- 早川町立早川南中学校(同上)
- 身延町立身延中学校〈初代〉(1969年統合により身延中〈2代目〉へ)
- 身延町立大河内中学校(同上)
- 身延町立豊岡中学校(同上)
- 身延町立下山中学校(2011年身延中〈2代目〉へ統合)
- 身延町立身延中学校〈2代目〉(2016年統合により身延町立身延中学校〈3代目〉へ)
- 身延町立久那土中学校(同上)
- 身延町立下部中学校(同上)
- 身延町立中富中学校(同上)
- 西島村立西島中学校(1947年統合により甲南中へ)
- 大須成村立大須成中学校(同上)
- 静川村立静川中学校(同上)
- 中富町立甲南中学校(1972年曙中と統合し身延町立中富中学校〈当時:中富町立〉へ)
- 中富町立曙中学校(1972年甲南中と統合し中富中曙分校となり、1973年廃校)

- 中富町立原中学校(1973年中富中へ統合)
- 下部町立古関中学校折八分校(1960年)
- 下部町立古関中学校(2002年身延町立久那土中学校〈当時:下部町立〉へ統合)
- 南部町立南部中学校〈旧〉(2011年統合により南部町立南部中学校〈新〉へ)
- 南部町立富河中学校(同上)
- 南部町立万沢中学校(同上)
- 睦合村立睦合中学校(1955年栄中と統合し南部中〈旧〉へ)
- 栄村立栄中学校(1955年睦合中と統合し南部中〈旧〉へ)
- 増穂町立増穂西中学校(1954年平林村立平林中学校から改称、1970年富士川町立増穂中学校〈当時:増穂町立〉へ統合)
- 増穂町立増穂南中学校(1955年穂積村立穂積中学校から改称、1970年増穂中へ統合)
- 鰍沢町立五開中学校(1980年富士川町立鰍沢中学校〈当時:鰍沢町立〉へ統合)

南都留郡

- 富士河口湖町立大石中学校(1984年)
- 富士河口湖町立上九一色中学校(2011年富士河口湖町立勝山中学校へ統合)
- 富士河口湖町立西浜中学校(2016年勝山中へ統合)
- 船津村立船津中学校(1952年統合により河口湖南中学校組合立河口湖南中学校へ)
- 小立村立小立中学校(同上)
- 鳴沢村立鳴沢中学校(同上)
- 上九一色村立本栖中学校(1975年上九一色中へ統合)
- 上九一色村立富士豊茂中学校(1976年上九一色中へ統合)

北都留郡

- 丹波山村立鴨沢中学校(1953年丹波山中〈現:丹波山村立丹波中学校〉鴨沢分校から独立、1983年丹波中へ統合)

資料2 審議会開催一年前の準備会報告書

報 告 書

【 学校の適正規模・適正配置に関するアンケート結果を踏まえて 】

平成31年3月22日

都留市学校規模等適正化準備会

全国的に人口減少が進行し、少子化が進展する中で、市町村においては、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置が大きな検討課題となっており、文科省では、学校統合の適否又は小規模校を存置(そんち)する場合の留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を平成27年1月に策定し通知しました。

本市の児童生徒数の状況は、標準学級数基準に達している小学校が2校で、これ以外の9小中学校は満たしておらず、平成30年3月の総合教育会議では、学校規模の適正化や適正配置の検討するにあたり、「審議会」を設置して検討し、協議することが確認されました。

教育委員会では、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討を行うにあたり、教育的な観点、地域の様々な事情を総合的に考慮し、児童生徒の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得ながら「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うため、平成30年7月に「学校規模等適正化等準備会」を設置しました。

「準備会」では、各々の小中学校について、「存置」すべきか、「統合」が好ましいのか、これから審議会で協議・検討を行い、答申を行うための準備資料として、小学校、中学校の児童生徒数の推移と推計値を共有するとともに、保護者、教職員、無作為に抽出した市民の方々からアンケートを実施し、現状の把握と課題等を把握しました。

その内容につきましては、この「報告書」でお示しすることとし、これをもって、都留市学校規模等適正化準備会の「まとめ」といたします。

1. 児童生徒数の推移と推計

現在の児童生徒数 2,187 人（児童数 1,422 人、生徒数 765 人）が、5年後は 1,856 人（児童数 1,199 人、生徒数 657 人）となり、331 人減少する。さらに 30 年後の児童生徒数は 949 人（児童数 605 人、生徒数 344 人）と推計され、現在の半数以下へと児童・生徒数が推移することが本市の人口推計から予測されている。

この推計により、小中学校の規模や配置が適正なのか、また、将来を見据えてどのような学校のありかたが都留市にとって相応しいのか改めて考えることが喫緊の課題であることが浮き彫りになっている。

児童数・生徒数 推計表

	●		1		5		10		20		30		40	
	2018		2019		2023		2028		2038		2048		2058	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0歳	88	93	86	90	79	82	68	70	51	53	40	41	31	32
1歳	90	94	88	93	80	84	70	73	53	54	41	43	32	33
2歳	92	95	90	94	83	86	73	76	55	57	42	43	33	34
3歳	97	94	92	95	84	89	75	78	56	58	43	44	34	35
4歳	104	97	97	94	86	90	77	80	58	60	44	45	34	36
5歳	91	120	104	97	88	93	79	82	59	61	45	47	36	37
6歳	114	111	91	120	90	94	80	84	61	63	46	48	36	38
7歳	130	89	114	111	92	95	83	86	63	65	48	49	37	38
8歳	118	114	130	89	97	94	84	89	65	67	49	51	38	39
9歳	94	112	118	114	104	97	86	90	67	69	51	52	39	40
10歳	126	133	94	112	91	120	88	93	68	70	51	53	40	41
11歳	127	130	126	133	114	111	90	94	70	73	53	54	41	43
児童	1,398		1,352		1,199		1,047		801		605		470	
12歳	132	124	127	130	130	89	92	95	73	76	55	57	42	43
13歳	117	128	132	124	118	114	97	94	75	78	56	58	43	44
14歳	136	152	117	128	94	112	104	97	77	80	58	60	44	45
生徒	789		758		657		579		459		344		261	
児童生徒合計	2,187		2,110		1,856		1,626		1,260		949		731	

2. 小学校において望ましい学級数と1学級あたりの児童数

小学校では、1 学年 2 クラスから 3 クラスが望ましいとする意見が 8 割を超え、大多数を占めました。また 1 クラス当たり 25 人から 30 人の編成が望ましいとす

る意見が7割占めました。

このことから、1学校当たりの児童数300人から500人程度の小学校規模が望ましい規模であることがうかがえます。

3. 中学校における望まれる学級数と1学級あたりの生徒数

中学校では、1学年2クラスから3クラスが望ましいとする意見が9割を超え、1クラス当たり25人から30人の編成が望ましいとする意見が7割近くを占めました。

このことから、1学校当たりの生徒数150人から270人程度の中学校規模が望ましい規模であることがうかがえます。

4. 児童生徒数の減少による影響

少子化が進む中で、児童生徒数の減少による教育への影響について、好ましく考える意見と不安に感じる意見がほぼ同数となり、メリットとデメリットが混在している状況が窺えます。

子どもの人数が減ることで、一人ひとりの個性や特性に応じたきめ細やかで丁寧な指導ができるとした、少子化に好意的な意見が3割と最も多く、反面で固定化、序列化の恐れ、学級での人間関係が破綻したときに学級編成などによる回避ができない、切磋琢磨する機会の減少、多様な価値観が育ちにくいなど、不安に思う意見も半数となっています。

これは、現状において児童数の減少に直面している地域と児童数が横ばい、若しくは一定数を維持している地域での危機感にかかる温度差も窺えます。

5. 学校区の区割りへの考え

学校区は、学校が複式の対象となり、今後児童数増加が見込みにくくなった時に見直し、統合などを検討すべきという意見が4割と最も多く、現在の旧町村単位の校区を踏襲し、複式、複々式となっても校区を変更せず維持すべきとする意見が3割弱となりました。また、現在の学校区の枠を見直して小中一貫の義務教育学校による先進的な教育環境を整える意見、現在の中学校区をベースとする新たな小学校区を設定するという意見が続きました。

これらの結果から、児童数が極端に減少しても学校を維持することを望む意見が

根強くあるものの、学区の再編に加え、学校そのものの設置形態の見直しを含めた、より良い教育環境の構築を望んでいることが窺えます。

6. 小中学校までの距離と通学時間

小学校では、3Km未滿の通学距離が9割を占め、8割を超える児童が徒歩で通学しています。徒歩による通学にかかる時間は、15分未滿が5割弱、15分から30分が4割を超えていますが、30分から60分をかけて通学している児童も1割程度います。車・バスなどでの通学時間は、15分未滿が5割弱、15分から30分未滿4割強と30分未滿が9割を占めましたが、約1割の児童は30分から60分の通学時間となっています。

中学校では、通学距離は1Km未滿19%、1～2Kmが26%、2～3Kmが21%、3～4Kmが6%、4Km以上が21%となっており、徒歩又は自転車で通学する生徒が59%、スクールバス・電車で通学する生徒は33%となっています。

徒歩又は自転車による通学時間は、30分未滿が9割を占め、バス・電車等による通学時間は、30分以内が約7割、30分以上が3割となっています。

文部科学省は、バス・電車等を含めた通学時間について「おおむね1時間」という目安を基準として示していますが、小学校中学校ともに基準をほぼ満たしていることが窺えます。

7. 本市にとっての小学校・中学校の適正な規模、適正な配置に向けて

自由記載欄の意見には、母校が統廃合により無くなるのは寂しい、小規模校できめ細やかな教育を実践してほしいなど、規模が小さくなくても現在の配置の維持を望む声は根強く存在しているが、複数クラス編成で一定の規模を維持する規模を求める意見、統廃合した後に少人数のクラス編成によるきめ細やかな教育を求める声のほか、小中一貫校の設置、さらには義務教育の9年間を一貫して行う義務教育学校の設置など、将来を見据えた回答も多くいただきました。

都留市小中学校適正化等審議会においては、本市にとって、真にふさわしい小中学校の規模、配置について協議することを望みます。

資料3 第1回審議会 スライド上映解説原稿

将来の都留市を支えていく子どもたちの教育環境をどう創るか

～「自立・協働・創造」の精神を育んできた都留の歴史と文化を振り返る～

山梨・静岡・神奈川・東京の地図や事例ごとの写真を見ながら歴史の流れを語る

手元の説明参考資料として使用した原稿の一部です。

<審議員への前置き説明>

説明のサンプルとして、特に東桂地区の事例が多く紹介される理由を伝え、事前理解を求める。

縄文・弥生の遺跡が数多く出土する都留の話を皮切りに、

- ① 戦国武田氏・小山田氏 4代、武田軍団最強といわれた小山田信茂；岩殿城を居城、郡内全域を統括。谷村では中津森城（宝地区は郡内要所を結ぶ所）、勝山城は居城ではなく籠城であった。穴山梅雪が勝頼を裏切り一緒に織田方へ。小山田氏は、武田氏家臣というより、もともと武田に匹敵するほどの勢力を持っていたので同盟国的立場であった。御師集団を統括し、富士講の通行税；猿橋関所を皮切りに10か所で取っていた。

小山田氏は、武田二十四将の一つであり、武田軍団最強の氏族として全国に知られていた。あらゆる合戦の最前線役を務め、武田騎馬隊の底力を天下に知らしめたのもこの小山田氏がいたからともいえる。

しかし、最終末、織田氏に追い詰められた勝頼を岩殿城に迎え入れなかった行為は、国中の住民の評価をそれまでの称賛から180度変えてしまった。勝頼が自刃し、武田氏が滅亡したことにより、甲斐の国を敢えて国中と郡内に二分するような表現で、郡内は国中の一部の人々から裏切り者扱いの汚名をいただくこととなる。

しかし、実際のところは、小山田氏の武田氏に対する立場は、武田に絶対的に従わなければならない家臣というよりは、武田とほぼ同等の力を有していた同盟国であったことも確かであった。新たな時代考察による歴史観では、小山田氏の判断は、郡内の一族郎党を守るために正しかったこと、党首やその血縁の濃い親族のプライドや思いばかりが優先し、農民も含め一族郎党が全滅するような判断は、下剋上の当時でもあってはならないものであったことを現代の歴史家は分析している。

誰かの傘下に入って安全・安心を求める生き方がし難かった郡内地域。武田の滅亡後間もなく小山田氏も滅亡して以来、以後、織田氏や徳川氏に厳しく取り締まられた郡内地域住民にとって、どうしたら生き残れるかを探る力を維持することは重大な課題であった。

⇒ 「国中に負けるな」意識は、明治に入ってから、政治・経済・文化・スポーツ、のあらゆる世界において窺える。

- 織田・豊臣時代（安土桃山）⇒河尻氏、
- 徳川時代⇒鳥居元忠（岩殿城）
- 勝山城（居城ではなく籠城用）；実生活は谷村の城下町

② 徳川時代、関ヶ原の戦いで手柄を立て、家康の側近となった、秋元長朝・泰朝⇒深谷より移封⇒秋元三代谷村城代⇒川越転封までの間、天領として、農業（堰・治水用水；中川・家中川）、甲斐絹織物（養蚕）

初代泰朝（やすとも）は、家康死後は2代将軍秀忠、3代将軍家光の側近として仕えた。元和8年（1622）、泰朝は父長朝の隠居に伴い1万5千石で家督を継ぎ、寛永10年（1633）1万8千石で甲斐国谷村（現都留市）に移封となり、谷村藩の城代となる。一方、泰朝は総社領内において父長朝の用水事業を受け継ぎ、さらに谷村転封後も領内で、用水開削や養蚕の奨励などを勤めた。1636年には、日光東照宮の造営で総奉行を務めた。日光東照宮の社殿建築を支えたのは、谷村や身延を中心とした100名規模の宮大工集団であった。江戸時代から、江戸とのつながりが強かった。

用水事業（定式；地域一丸となつての川浚い毎年4月第1日曜日）
養蚕・五穀豊穡（繭玉、団子バラ、ひいち、道祖神祭り・塞ノ神）

二代目富朝（とみとも）は富士山の雪代の出水によって流出する田畑を守るため、赤松数万本を植林した（諏訪森）。これは現在も国有林として伝えられており、富朝の唯一の遺業とも言われている。

三代目喬知（たかとも）も谷村、川越ともに治水や産業に手腕を発揮し、特に養蚕や織物、特産物の奨励などを行った。家禄も、家康時代にいただいた1万8000石から5万、6万と増やし、徳川家から高い評価を得る。谷村領内では年貢減免を要求した名主が処刑される事件も起きている。赤穂浪士の裁定にも関わっている。

城下町として栄えたプライド・発展させてきた誇り（治水・殖産）

⇒ 大名行列・八朔祭り⇒自立・協働・創造の歴史と文化が市民の意識の根底にある

③ 江戸時代に培った住民の誇りは、明治時代、中央線の建設⇒鉄道、発電所、国の殖産興業政策、でさらに強いものとなった。

イ. 沿線⇒桂川系発電、駒橋発電所・鹿留発電所 甲州財閥（雨宮敬次郎／「天下の雨敬」「投機界の魔王」と呼ばれた。鉄道王雨宮 雨宮の鉄道国有論 中

央線電化。若尾逸平／横浜開港時に生糸・水晶などを売り巨利を得たことから、蚕糸業に力を入れ甲州糸の評価を高めた。明治10（1877）年、第十国立銀行（現山梨中央銀行）設立、

根津嘉一郎／東武鉄道、

小林一三／身延線／宝塚少女歌劇団、

他にも多数あり

ロ. 殖産興業の勢いは、我が谷村の地にも火をつけ開花。

- 谷村町「三の丸発電所」（谷村町・十日市場）
- 桂電灯株式会社（電灯のともった旧谷村町と十日市場は、禾生村・盛里村・宝村・十日市場以外の東桂村民から羨望の的）、
- 十日市場銀行
- 織物組合
- 家庭電灯としての電力⇒水力織機から動力織機（動力発電）
- 若尾逸平に認められ；東京電灯社長⇒神戸挙一；東桂村出身（関東三大電灯会社抗争）⇒東京の街の灯りは郡内で賄う⇒後の東京電力（北海道電力・東北電力・関西電力・その他）東桂小「愛郷学堂」を寄贈

ハ. こういった自立・協働・創造の歴史と文化は、谷村町・禾生村・宝村・盛里村にもあったはず。⇒この歴史と文化の変遷の中に公教育の場である「学校」があり、地域住民の心の拠り所として変遷してきた。今回の審議会では、今後の都留市の公教育の動向に大きな影響を与える答申をいただくことになる。

ニ. 故郷を去らせるための学力？ではなく、東井義男さん「村をつくる学力」「村を育てる学力」勝ち組に残るためには頑張れるのに、協働で取り組むべき面倒なことは他人任せでいいのか。少なくとも郡内の歴史はそうではなかった。弱い者同士、「お互いさま！」を合言葉に、本当に困ったときに一致団結できるワンチームの精神を大事にしてきた。

ホ. 日常生活の中で「協力・協働」を学べる教育環境を創ることは、都留市の将来を考えると、とても重要なことではないだろうか。

ヘ. 奥家の写真映像記録の中にたくさんある。

「山梨県の中でも県で最初に、とか、甲府に次いで2番目に、という先進的な偉業を残した人々がたくさん輩出している町であった。NHK大河ドラマ「いだてん」の「天狗クラブ」の人々のように、先駆的な文化の最前線を走る人々がいた。

○三の丸発電所建設（甲府に次ぐ2番目）、

○桂電灯株式会社（地元有志

○奥氏が野球の導入：少年野球導入は県下で最初期の頃、桂クラブ（社会人野球クラブ全国で2番目に設立。町別野球大会開催回数は甲子園大会回数に近い）

○スキー文化（白木山）、○テニス文化、○バレーボール 等々、ありとあらゆる

るスポーツの導入が県下に先駆けて行われた町

- ④ 中央自動車道（2車線⇒4車線化）⇒京浜・東海・関西
東富士自動車道（2020年には東名と連結）、圏央道（東名とリンク）、中部横断自動車道（やがて東名とリンク）、住みやすいまち都留市
- ⑤ オイルショック後の織物の衰退、教育首都つる、少子高齢化対策
国や県の政策によって、また、他市町村の動向によって、右往左往するまちではなかった。実態をしっかり把握・分析して、独自の対策・政策を打ち出してきた都留市。市立でありながら全国に名をはせる都留文科大学を戦後すぐに創立させ、今もなお発展させているのは、ある意味、快挙と言えないだろうか。
戦国の時代から振り返るだけでも、都留の住民は独自の分析と判断により、自分たちの幸せだけでなく、社会全体の成長と発展のために自立・協働・創造を貫いている。一時的に誹謗中傷をいただくことはあっても、時代の大きな流れと発展に必要なことは決断してきた。
しかし、自分の安全・安心すら他人任せにしがちな現代人の見方は違うかも。

★自主自立の精神

- ⇒ しかし、多くの若者たちが地元に残らない厳しい現実
⇒ ここで学びたい・学ばせたい・暮らしたい」を誰にも感じさせる地道な努力が必要。仮に残らなくともいいから、少なくとも、故郷都留を愛し続け、自立・協働・創造を手掛けていく市民の育成を実現するために、審議会として、どんな教育環境を創らなければいけないのかを議論しましょう。

ポイント なぜこの審議会を発足させたのか？

少子高齢化に伴う児童・生徒や働き世代の激減・財政の縮減等は、審議会発足の二次的理由でしかない。

最も大事にしたい本質的な理由は、

予測しにくい時代がやって来る ⇒ 子どもたちは立ち向かえるのか

新学習指導要領

- ※（1）新しい時代に必要となる
- ※（2）資質と能力の育成

本市適正規模等審議会

- ※（3）新しい時代の教育に適正な学校といえるか？（規模・配置）

話し合いに入る前に、「学校改革の視点や観点」を確認する意味で、上記（1）と（2）について確認しておきたい。

※ (1) 予測しにくい新しい時代とは (幾つかのキーワードを例に)

- ① ソサエティ5.0
狩猟 ⇒ 農耕 ⇒ 工業 ⇒ 情報 ⇒ 超スマート社会
デジタル革新社会
 - ② 第4次産業革命
第1次 (石炭・蒸気・鉄・繊維)
第2次 (石油・電気・重化学工業・重厚長大)
第3次 (情報化・軽薄短小)
第4次 (デジタル革命・ICT・IoT)
 - ③ 2045年問題 (技術的特異点) シンギュラリティー
未来学上の概念。AI (人工知能) の自己フィードバック改良で、
AI (人口知能) が人類に代わって文明の進歩の主役となる分岐点。
人間の定義が変わると言われている。今の仕事の半分以上が消滅
- ①②③等を大きく捉えると⇒知識基盤社会

- ④ 人口の激減 (世界に前例のない少子高齢化時代の到来)
- ⑤ 財政が極端に厳しくなっていく
- ④⑤は⇒全国どの自治体でも解決の決定打が見つからない難問中の難問
- ⑥ グローバル社会
世界は、ワンチームになれるか。再び戦火を交えるのか。
最低でも「母国語」+「第1外国語」 できれば「第2外国語」
小学校⇒英語科・外国語活動 特別の教科道徳 人間性の涵養

※ (2) 新しい時代に必要となる資質と能力とは (資質・能力の三本柱)

<新学習指導要領でねらう学びの三本柱>

①何を学ぶか ②どのように学ぶか ③何ができるようになるか

具体例で説明) Wカップラグビーオールジャパンベスト8入り実現までの足跡

エディージョーンズHC

ジェイミージョセフHC



<大事にしたこと>



(①何を学ぶか/基礎・基本)

(②どのように学ぶか/主体的・対話的・深い学び)

を大事にした

を大事にした

(①勝てる知識・技能・体力)

(①勝てる知識・技能・体力・その必要性の感じ方)

(②指示通り考え動くチーム力)

(②どうしたら勝てるか気づき・考え・議論・自力解決)

(③南アフリカに初勝利)

(③ワールドカップ2019 in Japan ベスト8入り)

※ (3) そのための備えとして何をする必要があるのか (審議会課題)

討議の柱

- 審議会が最も向き合わねばならない本質的な問題は何か
- ここへの備えをどうするか
- また、逆に備えばかりを強調せず、子どもたちも先生方も、ゆつたりと心豊かに学び合える極々普通の学校生活を確保するにはどうするか。

< 審議会の今後の動きを左右する諸課題 >

- 県の 25 人学級実現の動向
 - ⇒ 25 人学級実現はとても有難いことだが、学級増に伴い普通教室が足りなくなる新たな課題が発生する。
- 全国的な教員不足
 - ⇒ 国の 35 人学級進展はとても有難いことだが、県費本務採用教職員が増える分、複式解消市担教員探しが更に難しくなる。
- 国の交付金・補助金の縛り (10 年間)
 - ⇒ 市内 11 小中学校に、エアコンを設置したばかり。他にも国の交付金・補助金をいただいている状況がある。適正化の手法としての統廃合を全市で一挙に進める場合、返金額は大きなものとなる。10 年の縛りをどうするのか。
- その他

資料4 学校規模に起因する課題

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（文部科学省）から抜粋

【学級数が少なくなるにより生じる可能性のある課題】

（1）学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取りあげる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

（2）教職員数が少なることによる学校運営上の課題

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）

- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

(3) 学校運営上の課題（上記（1）（2））が児童生徒に与える影響

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくかったり、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

【大規模校において生じる可能性がある課題】

<都留市においては、現在、この状況にある学校はないが、参考のために掲載>

- ① 学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある
- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
- ④ 教員集団として、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

資料5 既に適正化を実施した千葉県小・中学校の アンケート調査結果

(他県他市町村の実例を参考)

統合を経験した小・中学校に関するアンケート調査結果 (児童生徒対象)

1 目的

学校の統合後の現状を把握し、学校経営等の参考に資するとともに、適正配置に係る資料とする。

2 実施内容

実施校 千葉県千葉市立の

- 統合小学校（花島小、高洲小、真砂東小、真砂西小、高浜海浜小、磯辺小、幸町第一小、幸町小、）の2～6年生
- 統合中学校（真砂中、磯辺中、花見川中）の2・3年生

(2) 実施時期統合校開校年度の後期

(3) 調査方法質問紙法（選択記述式）

3 アンケート集計結果

*複数回答選択可

【小学校】 統合校8校の平均

(1) 新しい小学校になってからどんなことに努力しましたか	
友達と仲良くする	84%
運動会などの行事を成功させる	46%
学級の仕事をしっかりやる	49%
きれいな学校にする	42%
児童会や特設クラブの活動を頑張る	29%
新しい学校の歴史をつくる	22%
その他	4%
無回答	0%

【中学校】 統合校3校平均

(1) 新しい中学校になってからどんなことに努力しましたか	
友達と仲良くする	78%
体育祭などの行事を成功させる	56%
生徒会活動や部活動を頑張る	49%
学級の仕事をしっかりやる	38%
新しい学校の歴史をつくる	21%
きれいな学校にする	16%
その他	3%
無回答	0%

(2) 教室の様子は、去年と比べてどう変化しましたか	
新しい友達ができ	86%
明るい雰囲気とな	59%
学習が楽しくな	52%
意見がまとまりに	16%
今までと変わら	8%
その他	4%
無回答	0%

(2) 教室の様子は、去年と比べてどう変化しましたか	
新しい友達ができ	71%
明るい雰囲気とな	42%
学習が楽しくな	20%
意見がまとまりに	13%
今までと変わら	10%
その他	6%
無回答	2%

(3) 昼休みなど、休み時間の過ごし方は、去年と比べてどう変化しましたか	
遊びの仲間が増	69%
遊びの種類が増	45%
よく外で遊ぶよ	43%
今までと変わら	17%
遊ぶことが少な	12%
その他	5%
無回答	0%

(3) 昼休みなど休み時間の過ごし方は、去年と比べてどう変化しましたか	
友達とおしゃべ	53%
遊びの仲間が増	46%
今までと変わら	31%
友達とよく遊ぶ	25%
一人で過ごすこ	6%
その他	2%
無回答	1%

【小学校】 統合校 8校の平均

(4) 遠足や運動会などの行事に変化がありましたか	
人数が増えて行	72%
行事が賑やかに	53%
行事に積極的に	31%
人数が増えて行	20%
今までと変わら	15%
その他	1%
無回答	0%

【中学校】 統合校 3校平均

(4) 校外での活動や体育祭などの行事に変化がありましたか	
行事が賑やかに	58%
人数が増えて行	50%
行事に積極的に	21%
人数が増えて行	19%
今までと変わら	12%
その他	2%
無回答	1%

(5) 先生の数が増えたことについてどう思いますか	
先生の名前を覚えるのが大変になった	52%
多くの先生とお話できてよかった	49%
いろいろな先生に教えてもらってよかった	48%
特設クラブなどの数が増えて良かった	21%
今までと変わらない	15%
その他	2%
無回答	0%

(5) 先生の数が増えたことについてどう思いますか	
先生の名前を覚えるのが大変になった	36%
今までと変わらない	34%
いろいろな先生に教えてもらってよかった	25%
部活動などの数が増えて良かった	16%
多くの先生と話や相談できてよかった	13%
その他	6%
無回答	1%

(6) 児童会の活動に変化がありましたか	
人数が増え、委員会活動が活発になった	48%
学年で話し合う機会ができた	33%
委員会の仕事が多くなった	24%
今までと変わらない	24%
委員会の仕事が一人に集中しなくなった	23%
その他	5%
無回答	0%

(6) 生徒会の委員会活動に変化がありましたか	
今までと変わらない	43%
人数が増え委員会活動が活発になった	27%
いろいろな人と話し合う機会が増えた	22%
委員会の仕事が一人に集中しなくなった	14%
委員会の仕事が多くなった	11%
その他	13%
無回答	3%

(7) 特設クラブにどんな期待がありますか	
人数が増え、これから活発になっていく	50%
いろいろな練習ができるようになり、強くなっていく(上手になっていく)	43%
多くの先生に教えてもらえるようになり、楽しみだ	39%
チーム編成のとき、人数不足の心配が	22%

(7) 部活動にどんな変化がありましたか	
人数が増え、活発になった	52%
いろいろな練習ができるようになり、強くなった(向上した)	30%
今までと変わらない	22%
チーム編成のとき、人数不足の心配	17%

なくなる	
特に期待することはない	17%
その他	2%
無回答	0%

がなくなった	
多くの顧問の先生に教えてもらえるようになった	16%
その他	13%
無回答	3%

【小学校】 統合校 8校の平均

(8) 授業の様子や学習活動について、去年と比べてどう変化しましたか	
授業が楽しくなった	56%
友達のいろいろな意見を知ることができた	56%
すすんで学習するようになった	40%
すすんで話し合うようになった	29%
先生に質問したり、ていねいに教えてもらったりする時間が少なくなった	16%
その他	5%
無回答	0%

【中学校】 統合校 3校平均

(8) 授業の様子や学習活動について、去年と比べてどう変化しましたか	
授業が楽しくなった	37%
友達のいろいろな意見に触れられるようになった	30%
すすんで学習するようになった	20%
先生に質問したり、ていねいに教えてもらったりする時間が少なくなった	15%
すすんで話し合うようになった	13%
その他	9%
無回答	2%

(9) これから、どんなことに努力していきたいと思いますか	
友達と仲良くしていく	75%
きれいな学校にする	53%
学級の仕事をしっかりやる	52%
学習発表会などの行事を成功させる	48%
新しい学校の歴史をつくっていく	39%
児童会や特設クラブの活動を頑張る	31%
その他	3%
無回答	0%

(9) これから、どんなことに努力していきたいと思いますか	
友達と仲良くしていく	66%
いろいろな学校行事を成功させる	60%
学級の仕事をしっかりやる	43%
新しい学校の歴史をつくっていく	38%
生徒会活動や部活動を頑張る	38%
きれいな学校にする	25%
その他	5%
無回答	1%

(10) 自由記載欄の主な意見

①小学生

- はじめは不安だったけれども、友達が増えて楽しくなってきた。
- 仲の良かった友達とクラスが分かれて残念だったけれども、新しい友達ができてよかった。
- 統合前と比べて、たくさんの意見が出てまとまらないこともあるけれど、一人ひとりの意見を聞いてわかり合えるのが良い。
- 人数が増えたことで行事がたいへんになったけど、その分喜びも大きくなった。
- 人数が増えたので、休み時間など校庭が狭く感じる。

②中学生

- 自分と違う見方をする人が増えて良かった。
- 学級数や友達が増えたことによって、より活発になったと思う。
- 1学級当たりの人数が増えたため、教室が狭く感じられる。
- 人が増えて、友達関係が複雑になった。

統合小・中学校に関するアンケート調査結果（保護者対象）

1 目的

学校の統合後の現状を把握し、学校経営等の参考に資するとともに、適正配置に係る資料とする。

2 実施内容

(1) 実施校

統合小学校（高洲小、真砂東小、真砂西小、高浜海浜小、磯辺小、幸町小）

統合中学校（磯辺中、花見川中）

(2) 実施時期統合校開校年度の後期（児童生徒アンケートと同時期）

(3) 調査方法質問紙法（選択記述式）

3 アンケート集計結果

*複数回答選択可

【小学校】 統合校 6校の平均

(1) お子様は、統合校には慣れたように感じられますか。	
慣れた	68%
まあ慣れた	25%
どちらともいえない	5%
あまり慣れていない	1%
慣れていない	1%
無回答	1%

【中学校】 統合校 3校平均

(1) お子様は、統合校には慣れたように感じられますか。	
慣れた	56%
まあ慣れた	30%
どちらともいえない	8%
あまり慣れていない	3%
慣れていない	3%
無回答	1%

(2) 運動会や学習発表会等の学校行事について、児童生徒が増えたことによりお子様に変化は見られましたか。

良い変化が見られた	47%
どちらかというの良い変化が見られた	28%
どちらともいえない	20%
どちらかというの悪い変化が見られた	2%
悪い変化が見られた	1%
無回答	2%

(2) 体育祭や学習発表会等の学校行事について、児童生徒が増えたことによりお子様に変化は見られましたか。

良い変化が見られた	21%
どちらかというの良い変化が見られた	26%
どちらともいえない	44%
どちらかというの悪い変化が見られた	4%
悪い変化が見られた	3%
無回答	4%

(3) 学校が統合してから、お子様の友達関係に変化は見られましたか。

良い変化が見られた	8%
どちらかというの良い変化が見られた	22%
どちらともいえない	63%
どちらかというの悪い変化が見られた	4%
悪い変化が見られた	2%
無回答	2%

(3) 学校が統合してから、お子様の友達関係に変化は見られましたか。

良い変化が見られた	17%
どちらかというの良い変化が見られた	26%
どちらともいえない	47%
どちらかというの悪い変化が見られた	6%
悪い変化が見られた	2%
無回答	3%

(4) 学校が統合してから、お子様の学校での学習意欲に変化は見られましたか。	
良い変化が見られた	16%
どちらかというの良い変化が見られた	30%
どちらともいえない	48%
どちらかというの悪い変化が見られた	4%
悪い変化が見られた	1%
無回答	1%

(4) 学校が統合してから、お子様の学校での生活態度に変化は見られましたか。	
良い変化が見られた	17%
どちらかというの良い変化が見られた	28%
どちらともいえない	48%
どちらかというの悪い変化が見られた	5%
悪い変化が見られた	3%
無回答	1%

(5) 学校統合によるスクールカウンセラーの配置について、どのように思いますか。	
良かった	22%
まあ良かった	36%
どちらともいえない	34%
あまり良くなかった	6%
良くなかった	1%
無回答	2%

(5) 学校統合によって、お子様の学習意欲に変化は見られましたか。	
良い変化が見られた	15%
どちらかというの良い変化が見られた	32%
どちらともいえない	45%
どちらかというの悪い変化が見られた	7%
悪い変化が見られた	2%
無回答	2%

(6) 統合後に、統合校安全指導員の配置等で、通学路の安全確保を図ったことについて、どのように思いますか。	
良かった	28%
まあ良かった	29%
どちらともいえない	30%
あまり良くなかった	7%
良くなかった	5%
無回答	1%

(6) 学校統合によって、お子様の部活動への取り組みについて変化は見られましたか。(未加入時は学校全体の様子について)	
良い変化が見られた	23%
どちらかというの良い変化が見られた	26%
どちらともいえない	37%
どちらかというの悪い変化が見られた	7%
悪い変化が見られた	6%
無回答	3%

(7) 学校統合による学校施設の改修について、どのように思いますか。	
良かった	8%
まあ良かった	20%
どちらともいえない	63%
あまり良くなかった	5%
良くなかった	1%
無回答	2%

(7) 学校統合による学校施設の改修について、どのように思いますか。	
良かった	18%
まあ良かった	30%
どちらともいえない	41%
あまり良くなかった	5%
良くなかった	3%
無回答	4%

上記(7)の具体的な意見

	施設改修の良い点	施設改修の悪い点
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁等校舎全体の改修 ・トイレ改修 ・グラウンド改修 ・プール改修 ・体育館改修 ・給食室改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食室改修期間中の弁当対応 ・児童が校舎に居ながらの工事 ・開校後も続いた改修工事(※)
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ改修 ・体育館改修 ・校舎改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・床の汚れが目立つようになった ・開校後も続いた改修工事(※)

※幸町小、花見川中は、統合後も一部の改修工事を行いました。

資料6 小中一貫教育校とは

「そもそも 小中一貫教育とは」

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』より抜粋

○小中一貫教育 (しょうちゅういっかんきょういく) とは、初等教育 (一般の小学校で行われている教育) と前期中等教育 (一般の中学校で行われている教育) の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校制度のことである。また、これを行っている学校を小中一貫校 (しょうちゅういっかんこう) という。

これらとは別に、過疎地などでは小学校と中学校で校舎・敷地を共用する小中併設校 (小中併置校) が存在する。このような形態の学校では一部の行事などを小・中学校合同で実施することがある。校長も小学校・中学校で兼任の場合も多い。

特に、小学校と中学校が一つの学校に統合されたものは、義務教育学校とされ、改正法施行により、2016年以降、一部で設置されている地域もある。

<学校制度の変遷>※以下、p 4～5は、当日の資料にはなかった追記参考事項

◆ 約 150 年前に始まった近代教育制度

我が国の近代教育制度は、明治 5(1872)年の「学制発布」に始まる。当時の教育行政区画は大学区(全国 8 区分)、中学区(各大学区内を区分)、小学区(各中学区内を区分)に区分され、小学校は小学区内に下等小学校(6 歳～9 歳)、上等小学校(10 歳～13 歳)などの設置が計画された。小学校段階の上には、下等中学(3 年)と上等中学(3 年)の中学校(旧制)段階、更に大学といった 3 段階からなる「単線型」の学校体系の土台が築かれていった。

義務教育については、明治 30(1897)年代に尋常小学校 4 年の「義務制」が実現し、明治 40 年には義務教育年限が 6 年に延長された。昭和 16(1941)年には小学校を国民学校に改め、初等科 6 年、高等科 2 年の 8 年を義務教育年限とした。ただ、この義務教育期間 8 年は戦時非常措置によって、その実施が延期されたまま昭和 20(1945)年 8 月の終戦を迎えた。

◆ 「複線型」へと変化した戦前の多様な進路

上述のような学校体系は、その折々の社会・経済事情や社会の階層秩序との対応などによってしばしば修正・変更された。

進路・進学的面からみると、まず、尋常小学校での 6 年間の義務教育の後、そのまま社会に出る、あるいは 2 年間の「高等小学校」に進むといった初等教育機関のコースがあった。

他方、義務教育修了後、上級学校の旧制「中学校」(旧制中学)に進み、さらに旧制「高等学校」(旧制高校)などから、旧制「大学」(帝大、官立大、公立大、私立大)、あるいは「高等師範学校」や旧制「専門学校」などの高等教育機関へ進む進路があった。また、「高等女学校」や「師範学校」、「実業学校」などの進路も併設されていた。

このように、明治初期に「単線型」で始まった学校体系は、時代が進むにつれ、経済・

産業社会の発展や学校教育の進展などに対応して「複線型」といわれる様々な学校種に分かれ、上級学校への進路も多様に分岐していった。

◆ 戦後約 70 年続いている義務教育の「6-3」制

戦後の学校体系は昭和 22 年 4 月から、小学校 6 年-中学校 3 年-高校 3 年-大学 4 年の「6-3-3-4」制を基本とする「単線型」に転換された。

新しい学校制度は、当時、アメリカで中等学校(ハイスクール)への進学拡大を図って広く取り入れられていた「6-3-3」制(州によって異なる)を参考に、小学校 6 年・中学校 3 年の 9 年間を“義務教育”にし、高校 3 年間の教育課程にできるだけ多くの生徒を進めさせたいとして、極めて困窮していた財政状況の下で断行された。

この小・中学校 9 年間の教育課程は現在まで約 70 年にわたり、「6-3」制の下で児童生徒を育成してきた。

< 小中一貫教育の背景と導入の経緯 >

児童生徒の発達の早期化等

「6-3」制の小・中学校制度の創設から約 70 年が経過し、この間、社会環境や児童生徒の状況は大きく変化してきた。

義務教育期間における子どもたちの心身の発達の早期化、価値観などの変化は著しく、特に小学校から中学校への新しい環境に移行する段階でのいじめ・不登校といった所謂「中一ギャップ」や小学校 4~5 年生段階での発達上の段差など、義務教育の学年区分や学校種間には教育課程等を含む接続の在り方に大きな課題があると指摘されている。

◆ 義務教育の規定と小中一貫教育

義務教育については、憲法(第 26 条第 2 項)の規定を受け、教育基本法(第 5 条)で義務教育の趣旨や目的/学校教育法で義務教育の目標及び義務教育期間 9 年と小学校 6 年、中学校 3 年の修業年限等/学校教育法施行規則で小・中学校の各教育課程編成などが規定されており、基本的にはこうした規定に則って小・中学校教育が施されている。

他方、上述のような義務教育段階における諸課題に対しては、小中連携や小中一貫教育などによって対処している自治体や学校も少なくない。小中一貫教育に取り組む自治体や学校では、児童生徒の発達状況や各地域の課題等を踏まえた弾力的で柔軟な教育課程編成の取組や、教育課程の基準の「特例措置」を活用した取組が行われている。

教育課程上の「特例措置」制度については現在、「研究開発学校制度」(研究開発校)や「教育課程特例校制度」(教育課程特例校)がある。因みに本市の都留文科大学附属小学校は、英語学習における特例校の指定を受け、特別な教育課程を設け全学年で英語学習を進めている。これらの制度は、いずれも国の基準によらない柔軟な教育課程の編成が認められる一方で、各学校種の教育目標に照らして児童や生徒に教育上適切な配慮がなされるよう“文科大臣の指定”が必要となっている。これらの学校では、学習指導要領によらない「独自教科」の設置や指導内容を小・中学校間で「入替え・移行」することなどが可能である。

一方、教育課程上の「特例措置」制度を活用せず、学習指導要領の範囲内で各自治体や学校の創意工夫によって小中一貫教育に取り組んでいるところも多数みられる。

いずれにおいても、小中一貫教育は、義務教育 9 年間を一貫して捉える教育課程編成や系統的な教育・学習を目指して行われる教育で、所謂「小中連携」とは異なる。

◇小中連携教育

小・中学校がそれぞれ情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育 (本市でも年間を通し定期的に全小中学校で実施している。)

◇小中一貫教育

小中連携教育の内、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育 (R2 現在、本市で実施している学校はない。)

(中教審『柔軟かつ効果的な教育システム答申』<H26 年 12 月>より)

◇小・中学校段階間の主な差異

- ① 授業形態の違い＝小学校：学級担任制／中学校：教科担任制
- ② 指導方法の違い＝小学校：丁寧に細かく指導、比較的活動型の学習が多い／
中学校：小学校に比べてスピードが速い、講義形式の学習が多い。
- ③ 評価方法の違い＝小学校：単元テスト中心、関心・意欲・態度が重視される傾向。
- ④ 生徒指導の手法の違い＝中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小学校と比較して規則に基づいた、より厳しい生徒指導がなされる傾向。
- ⑤ 部活動の有無＝中学校から部活動が始まり、放課後のみならず休日の活動を行う機会も増えるなど、子どもの生活が劇的に変化する事。

(中教審『柔軟かつ効果的な教育システム答申』<26 年 12 月>より)

○小中一貫教育の施設形態と特徴

施設一体型

- ・同一の校舎内に小学校および中学校の全学年（9 学年）があり、組織・運営ともに一体的に小中一貫教育を行う
- ・学校施設は、新規に施設を建設し、または既存の施設を改築する必要がある
- ・組織運営は、小中学校の教育職員が一体となって教育活動を実施
- ・施設の統廃合を伴う場合が多い

施設隣接型

- ・隣接する小学校及び中学校で、教育課程および教育目標に一貫性を持たせる
- ・学校行事を小学校および中学校で合同実施
- ・一体感のある教育活動を実施
- ・施設の統廃合がない

施設分離型

- ・離れた場所にある小学校及び中学校で、教育課程および教育目標に一貫性をもたせる
- ・小中学校で互いに連携を図りながら教育活動を実施
- ・施設の統廃合がない

義務教育学校

- ・初等教育 6 年と中等教育 3 年の計 9 年間の課程を一体化させた学校種。
2016 年 4 月に制度化。
- ・校長は 1 人。9 学年の校務を 1 人の校長がつかさどる。
- ・義務教育学校の標準学級数は 1 校あたり 18～27 学級
(学校教育法施行規則)
- ・施設の統廃合を伴う

○学年の区切り

「6・3 制」のほかにも、「4・3・2 制」、「5・4 制」など、地域の実情に合わせて設置者が区切ることもできる。

義務教育学校では、小学校および中学校の学習指導要領を準用するため、現行の 6 年制の小学校と 3 年制の中学校に合わせて前期課程（小学校段階）と後期課程（中学校段階）になっている。前期課程を小学部、後期課程を中学部と称する場合もある。

6 年制の小学校制度は 1907 年(明治 40 年)の小学校令改正による尋常小学校から 100 年以上の歴史があり、世代を超えて定着しており、また、国際的にも初等教育（小学校に属する教育）と中等教育（中学校・高等学校に属する教育）とは別にした教育制度が主流となっている。学年の区切りをいかにするべきかについては議論も多く、6-3-3 制、6-6 制が主流の現行の教育制度の中において、公立の一部の学校が異なる学年区分を適用することには異論もある。

○入学者選抜

公立の場合、施設の形態にかかわらず入学者選抜は行わない。これは公立の義務教育の中において「エリート校」化を懸念する意見があるためである。しかし、入学者選抜を行わない場合、柔軟なカリキュラム編成を生かした「早期カリキュラム」のような独自の一貫教育が可能なのか、疑問も指摘されている。横並び意識の強い日本の教育風土においては様々な課題もある。

○小中一貫教育の議論（課題等）

小中一貫校（義務教育学校）の制度に関しては、これまで、中央教育審議会、国会、地方議会、教育学者、教育評論家等の間で様々な議論が行われている。初めての制度の導入に伴うメリット、デメリットがあり、制度そのものについて推進意見、慎重意見もある

メリット

【学習指導上の成果】

- ・各種学力調査の結果の向上
- ・学習意欲の向上、学習習慣の定着
- ・授業の理解度の向上、学習に悩みを抱える児童生徒の減少など。

【生徒指導上の成果】

- ・「中1ギャップ」の緩和(不登校、いじめ、暴力行為等の減少、中学校進学に不安を感じる生徒の減少)
- ・学習規律・生活規律の定着、生活リズムの改善
- ・自己肯定感の向上、思いやりや助け合いの気持ちの育成
- ・コミュニケーション能力の向上など。

【教職員に与えた効果】

- ・指導方法への改善意欲の向上、教科指導力や生徒指導力の向上
- ・小中学校間における授業観や評価観の差の縮小
- ・小学校における基礎学力保障の必要性に対する意識の高まり
- ・小中学校で共通に実践する取組の増加や小・中学校が協力して指導に当たる意識の高まり
- ・仕事に対する満足度の高まりなど

デメリットや課題等

- ・人間関係が固定化しやすい（PTAの人間関係も同様）
- ・行事活動等で小学生（特に5、6年生）のリーダーシップを育てる機会が減る。
- ・特色あるカリキュラムを早期化する場合9年間の途中で学習に挫折をする可能性あり。
- ・教職員の教育免許は小学校の教員免許状および中学校の教員免許状を有する者でなければならないが、両者の養成課程は独立している場合も多く、両方の免許を取得していない教員も少なくない。小学校段階から教科担任制を導入すると、学級担任制のメリットがなくなる。
- ・職員の会議が多くなり、職員の負担が増加する。
- ・単元や授業の区切りごとに行ってきた小学校段階のテストが、定期考査での評価に移行することで生じる児童へのストレスや負担の増加がありうる。
- ・中高一貫教育（中等教育学校制度等）との整合性がない。一つの自治体の中に小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校が併存することになる。義務教育学校前期課程から中学校または中等教育学校への進学は原則として妨げはないものの、一貫教育の途中で転校や進学をすることは、9年間の小中一貫教育を目的として教育方針を打ち出している本来の小中一貫校の教育趣旨とは異なる。また、中高一貫校への進学率が高い地域などでは、一貫教育の途中で他校への進学や転校を無条件に認めていると小

学部と中学部の上に質や数の差が生じ、小中一貫の本来の教育趣旨を自ら否定することにもなりかねず、現在主流の6-3-3制や6-6制の教育制度の中において9年制の小中一貫校の存在意義も曖昧になりかねない。地域に応じて様々な学校の形態を文部科学省が認めているというのが実態である。

- ・公立の場合、一貫校であるにもかかわらず一貫教育としての高等学校には接続されておらず、高校受検や進学手続き等は現行の公立中学校の制度と変わらない。なお、私立では12年一貫教育が行われているものの6-3-3制の学年区分に合わせた小・中・高の各組織に校長を置き、それぞれ入学者選抜（選考）、入学、卒業を行っている場合がほとんどである。
- ・義務教育学校では一人の校長が9つの学年の校務を一人把握することになる。
- ・マンモス校化しやすい（先行の小中一貫校の中には全校児童生徒1500人の学校もある）。都市部の学校では顕著になる。施設一体型の小中一貫校がマンモス校化した場合でも、統廃合前の用地が処分されている場合、再び元の小学校、中学校に戻すことは困難になる。
- ・施設一体型では学校統廃合が伴う。それに伴い学区が広域化することで通学距離が長くなる場合もある。18校の小学校、中学校が統廃合されて6校の小中一貫校になった地域の例もある（実質12校の廃校）。
- ・体育館等の施設利用の調整が困難になる（活動の異なる9学年で調整しなければならない。全校一斉に行う行事等の大規模化など）、中学生のクラブ活動（部活動）により小学生が放課後に体育館を使えない施設もある。
- ・小学生が中学生の影響を受けることによる非行の低年齢化、性の低年齢化
- ・小中学生が接触することにより感染症（インフルエンザ等）が小学生から受検期の中学生に感染しやすくなる。
- ・制服のある小中一貫校では小学生と中学生で統一した制服や持ち物（バッグ等）をそろえなければならず、現行の小学校・中学校で用いられているような標準服等に比較してコストがかかる。小学生段階から中学生に合わせた制服や持ち物に統一している小中一貫校も少なくない。中学生と同様に校則の書かれた児童手帳の携帯義務、小学低学年段階の児童にスカート丈を指定、斬新なデザインの制服、校章の入った指定品を着用する等の詳細な校則を適用している公立の小中一貫校もある。
- ・世間一般に「義務教育学校」という名称に馴染みがない。また、正式名称として「学園」のみ（「学校」という文言を含めない）の名称を用いると、一般に認識されている他の政策的施設（福祉施設、刑事施設等）と判別がしにくくなる。
- ・私学の一貫校と競合している地域では、民業（私学）を圧迫する。
- ・小学部から部活動がある場合の問題
- ・地域のスポーツ少年団活動や習い事との調整が必要になる。
- ・部活動選択の時期が早いと適性を見極める機会も早期化せざるを得ない。早期に始めたとしても、入学者選抜（スポーツ推薦等）も無く体力格差も大きい一般住民の児童が集まる公立の義務教育の学校では、圧倒的多数を占める平凡的な能力の児童への対応がメインとならざるを得ない。
- ・小学生と中学生の実力の差は大きく、統一した活動は難しい。
- ・小学高学年段階から入部する場合、最上級生になるのに4年かかり下積み期間が長くなる。適性と合わない部活動であっても辞めることが困難な場合、

長期間我慢しなければならない。その一方で、最上級生は年齢も能力も異なる4学年分の下級生を含む部をまとめなければならず、受検期も重なって負担が大きくなる。

- ・中学生の影響が大きいと、従来の中学生の悪しき部活動文化が小学生へ移行することもあり得る。(いわゆる「ブラック部活」の問題)。
- ・小学生の部員に実力があっても中学生と一緒に大会に参加できない(参加資格がない、年齢制限)など

○小中一貫教育に関する教員免許資格

小学校教諭一種免許状および中学校教諭一種免許状の両方を併せ持つ教員が求められる。

資料7 審議会で検討してきた主な課題と意見とは

< 第7回審議会で提示した資料 >

【第1～6回までの意見・課題を1～5に分類整理してみると】

1 今回の学校適正化により改善したいのは、次の3点

- ① どの学校でも、4人×複数班による班別学習活動を（新学習指導要領対応可の学習環境に）
 - 学びの三本柱（何を学ぶか、どのように学ぶか、何ができるようになるか）
 - 主体的、対話的で、深い学び
 - （ ※ 複数班の下限は2～3班とする。学級人数で言えば8～12人になったら適正化対象 ）
 - （ ※ それとも2班、あるいは、3班と明確にしておくか ）
- ② どの学校にも、逃げ場としての心のケア（安心・安全・探求）
- ③ どの学校でも、良い意味での競争、ある程度の競争を（質と量を満たした競争）
 - チーム一丸となって頑張る経験（新時代に必要な資質・能力の一つ／本市がめざす協力・協働の姿）

→ ある意味SDGs 17の目標の№4（どの子にも質の高い教育を）

2 中（10～20年）長（20～40年）期的な見通しを立てて短（5～10年）期に臨むべき。

- ① 現1校2校をどうするか、だけの問題ではない。（対処療法では対応が困難になる）
 - 現時点で国の標準学級数を満たす学校 ⇒ 小中11校中、小2校（谷一・東桂）のみ。
 - R40年迄に市で標準学級数を満たす学校が、市全体で小1校・中1校レベルまで激減
- ② 推移選択ABCDEを参考に、短中長期的に、どの路線を目指すのか選択しておくべき
- ③ 小中一貫校（施設一体型・施設隣接型・施設分離型・義務教育学校）への移行も選択肢に入れておく。

3 短期（5～10年間）内に、どこまで適正化を進めるべきか。

- ① クラス替え可能な複数学級校へと徐々に移行していくことが望ましい。
 - 逃げ場・クラス替えが可／班・学級・学年同士の組織対組織の協働／競い合い
 - ▲ 小学校現校舎のほとんどが学級増に対応できない。25人学級が実現しても空き

教室が足りない。

▲ 一挙に進めると現任教職員の極端な余り現象が発生する。

(参考；近隣市町村／広域人事異動)

② 複式が始まったら適正化の対象とするか。(複式手前の4人×複数班あれば存置を可)

○ 学年3～4学級が理想だが、一時的な逃げ場の確保・一時的回避はできる。

▲ 中学校は4人×複数班でも授業は可能だが、標準学級数に満たないと免許外が発生する。
最低でも学年3学級以上が必要。

③ 複式学級1つ迄は可とするか(対象校が市内で1～2校以内ならギリギリ対応可)

○ 学級20人以下の小規模校では、新型コロナ感染予防対策が取りやすい。
新たなメリット発見。

▲ しかし、中期には複式校が倍増し、県費教員が配置されない学年に市担教員が配置しきれなくなる。

▲ 神技の複式授業を義務付けられる学級担任が複数出現。都留市への異動希望者が減る危険性あり。

④ 中長期的展望に立ち、市の財政力が高いうちに新築への積み立てを始めるか。

▲ 中期に入ると対処療法しか取れなくなる。

▲ 補助金10年縛り、市立病院の建設、長寿命化、等が課題

△ 補助金10年の縛りは、財政が許されるうちなら返金が可能か。

4 複式学級のメリット、デメリット (コロナ禍；新たな見方・考え方)

○ 縦のつながりが強い。連携し助け合う心が育ちやすい。

△ 地域に根差し、文化の継承・発展を支えてきた学校は地域の要。新型コロナ感染予防対策を見ると極小規模校は影響が小さく、安全・安心な環境。財政の使途を見直し、教育費にウェイトを置くべき。

▲ 人間関係で逃げ場がない。神業的な指導技術が必要で教員配置が難しい。複式にはお金がかかる。残念ながら、学校間で児童生徒一人当たりの教育費に大きな差が生じ公平性を大きく欠くことになる。

▲ 究極の少人数指導といえるが、3校以上に増えると配置する人自体が見つからない。
というより人自体がない。

県はR3年度より小1のみ25人学級を実現 ⇒ 小の採用倍率2倍を切る。R4年度には小2まで広げることを計画しているが、それ以降は、実施に不安材料多し。

▲ 採用順；県費本務⇒県費臨時的任用⇒県費非常勤⇒市町村担教員⇒その他
よって市担教員は益々見つかりにくくなる。

5 頑張ればなんとかなると言ってくれるが、先生方が無理して頑張らなくともいい学校にしたい。

○ とともに学び、ともに語り、ともに遊ぶ、という学校本来の楽しさを、規模的に

取り戻したい。

- 子どもたちのためならば教職員が無理するのは当たり前、といった無理は既に限界を超えている。
- 大人にとっての適正化ではなく、子どもにとっての適正化を考えるべきである。
- 夢や希望を大事にしながら、市民が、元氣や、やる気が湧いてくるような適正化を実現したい。

め	「子どもたちにとって望ましい学習環境とは」に関する意見
あ	①～⑤を、中心課題1)～3)の3点に絞り込み、短・中・長期を見通した
て	適正化の方向性を示す。

中心課題の3点とは、

(1) 先生方が授業で目指すものが実現しやすくなること

- ①手段や手立てとなる「主体的・対話的・深い学び」が、し易いクラス人数とは。
- ②本市としては、「4人×3班＝12人」を教育的に望ましい下限基準（目安）とするか。
それとも、「4人×2班＝8人」を下限基準（目安）とするか。

これは、どの学校でも、4人×複数班の学習ができる環境にしてあげたいということ。審議会前の準備会によるアンケートにも出ていたが、子どもたちの意見交換による練り合いが十分にできる、協働が体験できる学習環境にしてあげたいという声は大変多かった。所謂、主体的、対話的で、深い学びを可能にするには、一定数以上の人数が必要だろうということである。その辺については、学校代表の先生方もいらっしゃるので、後ほど何班くらいが必要なのかに触れていただくとありがたい。

(2) 「逃げ場の問題」をクリアできること

- ①人間関係のこじれをどうするか。固定化しないためにはどうするのか。
- ②クラス替えで逃げ場をつくれるよう、できれば複数学級あった方がいいのか。

もう一つは、むしろ、一般市民の皆さんの関心は、こちらの方に強くあったようだが、「逃げ場の問題」である。学校の中にクラス替えがあることが、新たなチャンスを生み、大きく人間関係をつくっていけないのではないかと。また、複数学級あることで、「みんなで頑張っているよ。」という、良い意味での競争意識が生まれたり、団結や一緒という思いがやる気や頑張りを支え、そのことで様々な力がつけられたりもする。一緒に頑張る、を体験するためには、やはりこれも、複数の集団が必要ではないかということ。

(3) 学習の質を高める配置であること

①中学校では、規模が縮小してくると免許外指導が増え、専門性の高さにおいて質の維持が難しい。

○教科担任制で考えたとき、全教科揃うには何学級必要か。

○学級数ごとに決まる教員配置数は、免許外指導以外にも影響があるのか。

②中長期的に考えることだが、地域の良さもつぶしたくないので、中学校で不足する教科担任を小学校教諭の副免許で補ったり、中学校教諭の専門性の高い授業を小学校に還元したりすることができる、そんなメリットを生かせる小中一貫校なり義務教育学校なりへの転換を念頭に置き、並行して考えていくことも必要ではないか。

③そもそも小学校の教科担任制をどうとらえるか。

(※この会議終了後に、文部科学省が、2年後の2022年度より、小学校高学年に教科担任制を導入する決定がニュースとなっている。)

以上三つが、本日の中心課題として挙げられている。これらについて、皆さんのご意見を頂戴したい。

最終ページには

資料8 適正化図

(紙ベースではExcelデータ A3版を P90として三つ折りにて添付)

子どもたちにとって望ましい学習環境とは

資料 8

命題(1)

- A) 単式学級でも適正範囲とするか
- B) 複数の学級が望ましいのか

命題(2)

通常学級編制基準
 上限 25人前後
 下限 → 決める → 何人まで(複式) … 複数の班..
 ↓
 決めない

